

令和4年第1回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 4 年 3 月 16 日（水曜日）

---

議 事 日 程（第3号）

- 第1 一般質問
- 第2 議案第16号 第2次四万十町総合振興計画後期基本計画の策定について
- 第3 議案第17号 四万十町中期財政計画の策定について
- 第4 議案第18号 第2次四万十町環境基本計画の策定について
- 第5 議案第19号 高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第6 議案第20号 高知県市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について
- 第7 議案第21号 高知県市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について
- 第8 議案第22号 四万十町コワーキングスペース条例について
- 第9 議案第23号 四万十町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第24号 四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第25号 四万十町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第26号 四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第27号 四万十町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第28号 四万十町オートキャンプ場条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第29号 四万十町滞在型市民農園に係る指定管理者の指定について
- 第16 議案第30号 中津川集落活動センター「こだま」に係る指定管理者の指定について
- 第17 令和3年議案第108号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第17まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（15名）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 酒井祥成君  | 2番  | 榎野章君   |
| 3番  | 林健三君   | 4番  | 古谷幹夫君  |
| 5番  | 緒方正綱君  | 6番  | 武田秀義君  |
| 7番  | 吉村アツ子君 | 9番  | 水間淳一君  |
| 10番 | 中屋康君   | 11番 | 岩井優之介君 |
| 12番 | 田邊哲夫君  | 13番 | 堀本伸一君  |
| 14番 | 村井眞菜君  | 15番 | 橋本章央君  |
| 16番 | 味元和義君  |     |        |

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠席議員（1名）

|    |      |
|----|------|
| 8番 | 下元昇君 |
|----|------|

～～～～～～～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

|                  |       |              |       |
|------------------|-------|--------------|-------|
| 町長               | 中尾博憲君 | 副町長          | 森武士君  |
| 政策監              | 大元学君  | 会計管理者        | 清藤泰彦君 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 熊谷敏郎君 | 危機管理課長       | 西岡健二君 |
| 企画課長             | 川上武史君 | 農林水産課長       | 池上康一君 |
| にぎわい創出課長         | 小笹義博君 | 税務課長         | 吉岡範満君 |
| 町民課長             | 本山桂三君 | 建設課長         | 竹内幸喜君 |
| 健康福祉課長           | 長森伸一君 | 高齢者支援課長      | 三本明子君 |
| 環境水道課長           | 小嶋二夫君 | 教育長          | 山脇光章君 |
| 教育次長             | 浜田章克君 | 生涯学習課長       | 林瑞穂君  |
| 学校教育課長           | 岡英祐君  | 農業委員会事務局長    | 西田尚子君 |
| 農業委員会会長          | 太田祥一君 | 総務課財政班長      | 津野博君  |
| 大正・十和診療所事務長      | 国澤豪人君 | 特別養護老人ホーム事務長 | 三宮佳子君 |

大正地域振興局

局長兼地域振興課長 北 村 耕 助 君 町民生活課長 田 邊 真 司 君  
十和地域振興局

局長兼地域振興課長 富 田 努 君 町民生活課長 細 川 理 香 君

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長 長谷部 卓 也 君 次 長 正 岡 静 江 君  
書 記 友 永 龍 二 君

~~~~~

午前 9 時30分 開議

○議長（味元和義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまより令和 4 年第 1 回四万十町議会定例会第 8 日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に 8 番下元昇君から欠席届があっております。

報告を終わります。

会議の前に、大元政策監から、昨日の 4 番古谷議員の一般質問の答弁について、一部訂正の申出があっております。これを許可します。

政策監大元学君。

○政策監（大元学君） おはようございます。

昨日午後に行われました 4 番古谷幹夫議員の文化的施設に関する一般質問において、最後の施設規模に関するやり取りの中で、現図書館・美術館と、それから文化的施設の延べ床面積の比較として、二つほど例を挙げてご説明したかと思います。

その際に、文化的施設の延べ床面積が現図書館・美術館の約 3 倍となっている要因の一例として、3 倍だからといっても図書館のスペースはほぼ同じ広さと誤って申しました。正しくは、文化的施設の延べ床面積約 2,000㎡になり、現図書館・美術館の約 3 倍の面積となっておりますが、施設全体で 3 倍になっているからといって、現美術館の展示部分と、それから文化的施設のアートギャラリー部分の面積は変わらないという趣旨の、美術館の面積に関する答弁でした。おわびして訂正します。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 1、一般質問を行います。

8 番下元議員から一般質問の通告がありましたが、本日欠席届が提出されましたので、会議規則第 61 条第 4 項の規定に基づき、下元議員の一般質問は行いません。

一般質問は発言通告書受付順に従い、発言を許可することにします。

5 番緒方正綱君の一般質問を許可します。

5 番緒方正綱君。

○5 番（緒方正綱君） 改めまして、皆さん、おはようございます。質問に入る前に、通告書の質問要旨に誤りが三点ありましたので、訂正をお願いします。

まず健康ステーション事業で、2 番と 3 番の括弧書きの部分、「年度別」ではなく「年代別」です。もう一点、沿岸部の津波対策の三番目の中ほど、「防波堤」とありますが、

正しくは「防潮堤」のことです。

今回の質問は健康ステーション事業、それから沿岸部の津波対策、最後に、中尾町長の2期8年の自己評価についての質問です。今の任期中に、議員から一般質問を受けるのは私で最後となります。2期8年の気持ちを込めた答弁をいただきたいと思っております。答弁はゆっくりで構いませんので、丁寧に明確にお願いします。数字ばかりの質問もあり、早く終わるかも分かりませんが、よろしくお願いします。

それでは、健康ステーション事業について順を追って質問します。

私は、これまで何回か健康ステーション事業について質問してまいりました。町長の反面教師という答弁も何回か聞いてきたところです。活動量計をつけて歩くことを習慣とし、中強度の歩行を意識する、また、個人のデータを長期的に収集し、町民全体のデータとして取りまとめ、四万十町の健康状態のチェックあるいは改善につなげる、そうすることで町民の健康で健全な生活につながる事業であると信じて応援してきたところです。しかしながら、この事業の進行状況が思ったより進んでいないのではと常日頃感じるところがあり、今回質問に上げてみました。

最初に、ステーション事業の経過についての質問です。活動量計の利用実績で、事業がスタートしてから現在までの利用人数を年度別にお示しいただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 健康福祉課長長森伸一君。

○健康福祉課長（長森伸一君） 身体活動量計の年度別の実績についてです。身体活動量計は令和元年10月から町民へ貸出しを開始しており、各年度末の貸出し者数を比較すると、令和元年度3月末で298人、令和2年度3月末で403人、令和3年度は3月10日時点になりますが、440人の方へ貸出しし、または活動量計を自費購入し、この健康ステーション事業を行っております。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 二番目と三番目の質問を併せて伺います。利用人数の内訳と対象人数に対する利用率、それぞれ年代別、性別、地域別でお伺いします。

○議長（味元和義君） 健康福祉課長長森伸一君。

○健康福祉課長（長森伸一君） 利用数の内訳ですが、この3月10日と令和元年度末を比較しますと、年齢別では20歳から39歳で29人、40歳から64歳で138人、65歳以上で273人、計440人となり、令和元年度から、全体では142人の増加となっております。

利用率では、令和4年2月末の20歳以上の人口1万3,993人を対象にすると、20歳以上では3.1%、65歳以上に絞ると3.8%の利用率となっております。性別では、男性131人、女性が309人という内訳です。地域別の内訳では、窪川地域が324人、大正地域が54人、十和地域が47人、町外の方が15人となっており、年代、性別、地域別の利用者数は、徐々にではありますが、増加しております。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 利用者状況は、少しずつではありますが、増えてきておるというお答えでした。

しかしながら、対象人数約1万4,000人で見ると、この利用率はかなり低いのではないかと感じております。町を挙げて取り組んでいる事業とはちょっと思えないのですが、現在の利用状況の分析、また、この状況をどのように受け止めているのか、その点についてお伺いします。

○議長（味元和義君） 健康福祉課長長森伸一君。

○健康福祉課長（長森伸一君） 現在の利用状況については、この2年間、新型コロナウイルス感染症対応で青柳先生の講演会が中止されるなど、普及事業が制限されており、当初ほどの増加は望めていません。ただ、健康増進計画で掲げている活動量計利用者を年間50人増加という目標は、達成に向けて各年度で進めています。

ただ、返却された方においても、自分の運動量や強度が分かったという方が3割近くあり、自分に合った運動の目安を把握したと考えると、運動による健康づくりを意識する方は増加していると捉えております。

活動量計の利用においては、運動による健康づくりの動機付けであり、これに併せて、食や生活習慣病の改善など、疾病の罹患予防に継続して取り組めるように支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 大体ですが、理解はできました。全体でその利用率になると、現在440人という中で、四万十町の対象人口を約1万4,000人と考えた場合、全体の割合で3.1%は低いのではないかと思います。利用人数年間プラス50人という中でも、初年度、令和元年度から令和2年度についてはかなり増えておりますが、令和2年度から令和

3年度については、3月末の数字ではないですが、50人をクリアしてない状況もありますので、そこら辺は、これからもう少し頑張っていたきたいと思います。

次に、医療費との相対関係はどう変化をしているのかという質問です。健康ステーション事業に取り組み始めてから医療費に変動は生じているかという質問ですが、健康ステーション事業がスタートして約2年半ですか、時期的にまだ聞く段階にはないかもしれませんが、分かる範囲でお答えをお願いします。

○議長（味元和義君） 健康福祉課長長森伸一君。

○健康福祉課長（長森伸一君） 医療費と健康ステーション事業との関係ですが、緒方議員のおっしゃられるとおり、今時点では事業を始めて間もないため、医療費と健康ステーション事業との相関関係を説明できるデータがそろっていないということで、関係分析は行っておりません。

医療費や介護給付費などの分析には十分なデータ蓄積が必要であるため、データ分析の専門家等の意見を伺いながら、実施時期を検討したいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 長森課長の答弁では、医療費と健康ステーション事業の関係を裏付けるデータはまだないと。今後はデータ分析の専門家等の意見も聞きながら実施時期を検討するということです。

この質問は、令和元年10月からスタートして、まだ2年半ということもあって、そんなところかなという感じはしておりますが、データを集積して、それから分析する、これに費やす時間というか、例えばどのぐらいで可能になるのかをお伺いしたいです。

○議長（味元和義君） 健康福祉課長長森伸一君。

○健康福祉課長（長森伸一君） どれだけデータを集めれば分析できるかですが、データ分析の専門家にも聞く必要があると思っております。そして十分な利用人数と、医療費との関係もありますので、5年、10年と前はおっしゃっていましたが、具体的に5年でもいいのか、10年でもいいのかは専門家の判断を待ちたいと思っております。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 一つの区切りとして、5年ぐらいで判断ができるということも前もって、また専門家の方たち等の意見も聞いて進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。地域性も含めて周知と利用、そして継続した利用について、創意工夫はされているのかという質問です。利用途中で返却をされた方の人数と、現在継続中の利用者はどれくらいおられるのか。現在継続中の利用者は440人と解釈してもいいと思いますが、その上で周知と利用、また利用の継続への創意工夫について、今までどんなことをやってきたのか、また、今後どのようなことを計画しているのか、お伺いします。

○議長（味元和義君） 健康福祉課長長森伸一君。

○健康福祉課長（長森伸一君） 現在の利用状況と継続状況ですが、現時点440人のうち、令和元年から継続されている方が178人、令和2年から継続の方が140人、令和3年度からが122人という内訳となっております。

活動量計の返却については、今までの累計では418人でして、令和元年度は105人、令和2年度は173人、令和3年度は140人となっております。

続いて、地域性を含めた周知については、地区別の利用実績から、窪川地域に比べ、大正・十和地域の方の活動量計の利用数が低いため、大正・十和地域で青柳先生の講演会を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症禍のため、2年連続して見送ったこともあり、町全体に満遍なく普及が進んでいるとは言えないと感じております。

全体的な周知については、秋のウォーキングイベントの周知も兼ねて、町広報誌11月号に健康ステーション特集を掲載しています。広報紙には、事業開始から3年続けて年1回の特集を掲載し、広く周知に努めています。

続いて、各世代別への周知については、アプローチが難しい働き世代、働いてる方には保健所の事業所訪問などに併せて、事業所の担当者に健康ステーション事業を説明し、従業員の方に周知をお願いしております。また、今年度は中小企業の健診時に、受診者へ直接健康ステーションのチラシを配布し、声かけも行っております。高齢者に対しては、地域包括センターより宅老所や運動自主グループ、あったかふれあいセンター等において出前啓発を行い、活動量計を使つての健康づくりを進めていただいております。

利用継続への対策としては、以前から行っている、活動量計を3か月使い、体の変化の確認を行える健康チャレンジ事業を拡充し、緒方議員から提案のあったインボディ測定、体組成を測る機械と運動指導を利用できるようにしており、筋肉量など自身の体の状況を年1回確認できるようにしております。

また、各種イベントが新型コロナウイルス感染症禍で中止される中、昨年11月には松葉川温泉でウォーキングイベントを実施し、26の方に参加していただきました。このよう

に、楽しみながら継続してもらう健康イベントも行っております。

併せて、健康ステーション来訪者には、一定の歩数と中強度の運動時間を達成した日数に応じて、高知県が実施している健康パスポートのシールを配布し、ステージアップ支援など、目標を持って運動を続けられるようにしております。

また、来年度からは高知県の健康パスポートがスマートフォンのみの対応となりますが、スマートフォンを持っていない方にも、これまでどおり取り組んでいただけるように、健康ステーション用のパスポートも準備しております。そして、健康ステーションを増設し、現在は役場に来ていただいておりますが、役場に来なくても日常生活の中で活動量計の内容確認や健康相談ができるように、利便性の向上にも努める予定としております。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 課長から丁寧な説明がありました。健康パスポートについて、活動量計を実際に利用してもらって、継続することによる恩恵、やることによって何か少しでも魅力を持たせるようなことは、やっぱり大切であると思います。

今回の一般質問では、私もちょっと考えがまとまらなかったんですが、一つまた、案も持っておりますので、また近いうちにそういう質問をしたいと思います。

健康ステーション事業は令和元年10月からスタートしたと、先ほど課長からもありました。現在2年と半年を経過中ですが、このデータの集積と分析について、どのようにやっているのか、また、効果の検証はされているのか、その点についてお伺いします。

○議長（味元和義君） 健康福祉課長長森伸一君。

○健康福祉課長（長森伸一君） データの集積方法ですが、活動量計データを取り込むシステムにおいて、利用者別に歩数と中強度の運動時間を、来てくれた方の毎月ごとの記録を蓄積するようにしております。

そのデータを使い、昨年度にデータ分析を行っております。令和元年11月から1年間の活動量計利用者、532人いましたが、そのうちデータ分析が可能な84人の活動量計データと健康感アンケートについて分析を行いました。

活動量計の利用では、活動量が春に向け増加し、夏には減少していくなど、活動量が季節の影響を受けて増減するということがデータの的にも確認されております。健康意識への効果では、「自分が健康と思う」と、生活感が改善されたと感じた方が、始めたときより18.8%増、不安などの心理的状態が改善したと感じた方が27.1%増となっております。ま

た、活力感や満足感を感じた方が約半数、50.7%を占めたため、心と体、共に効果があったと分析しております。

一方で、事業所の従業員に活動量計の利用をお願いし、その効果を分析したこともあります。この場合、利用動機が自らの意思でない人が多い集団ということで、自らの意思で取り組んだ人が多い集団に比べ、運動意識及び健康管理行動について、改善の傾向が見られなかったという結果となっております。

このデータ分析の結果でも示されるように、自らが取り組んで進められる健康づくりのきっかけづくりが支援していく上で必要と、データ分析の上では整理されております。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 先ほど、課長の答弁では、活動量計の利用では季節ごとの変動があると。特に夏場に向けては少し減少するという答弁もありました。また、やめられても、歩くという実感をしっかり意識されているという答弁も、先ほどの手前の答弁でありましたが、歩くことで自分が健康だと思うという実感をしっかり利用者に捉えていただければ、そこら辺はやっぱりいい方向に進んでいるのかなとは思います。

次の質問に移りますが、この事業は長いスパンになると私は考えております。そういう観点で、若い世代の方たちにも是非利用してもらいたいと考えるわけですが、若い世代を取り込む対策についてどう考えているのか、その点をお伺いします。

○議長（味元和義君） 健康福祉課長長森伸一君。

○健康福祉課長（長森伸一君） この事業の青壮年層への周知としては、先ほど説明したように、保健所が行う健康づくり支援の事業所訪問に同行し、保健所が進める支援のほか、本町が進める健康ステーション事業と活動量計の貸出しなどを説明し、周知に努めております。

ただ、健康ステーション事業への若い世代の参加については、各自治体でこのような事業を支援している専門家にも相談したことがありますが、その結果、体力がある方にはこの事業は負荷が小さく、物足りないと感じる方が多いのではないかと、若い方にはメリットを感じづらいのではないかとという意見もあり、その内容については、今の本町の活動量計の貸出しの若い方の利用率にも表れている結果となっております。

ただ、若い方でも、健康意識の高い方は、趣味も兼ねて何らかの運動をされ、また、活動量計と同等以上の機能を持ったスマートウォッチなどを活用し、健康づくりに努めてい

ます。健康ステーション事業に限らず、各自に合った健康づくりに取り組んでももらえればよいかと考えております。

運動の機会が減少し、また体調の変化を自覚してくる40代以降の方や、特定保健指導の対象となった方、宅老所や運動自主グループなど、健康維持に運動が必要と感じている世代には、機会を捉え、活動量計を使った健康づくりに取り組んでももらいたいと考え、支援しております。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 若い世代の方たちにも是非利用してもらいたいわけですが、最近ではスマートフォンとか、いろんな機器を使って自分なりに健康状態、それから歩数、活動量とかが測れるようですが、この事業を考えてみますに、やはり四万十町全体のデータを集めていくという意味では、是非とも若い人に参加してもらうことも必要かと思えます。その点についてはもう少しPRを是非、行政からお願いしてもらいたいと私は考えます。

それから、特定保健指導の対象になった方は国民健康保険ですよね。例えば社会保険の場合は、そちらには結局入らんわけですよね。その人たちへの対策はどうですか。

○議長（味元和義君） 健康福祉課長長森伸一君。

○健康福祉課長（長森伸一君） 事業所の方への対応ですが、事業所等で働く方への健康指導については、管轄が保健所になります。ただ、本町においても健康ステーション事業を進めておりますので、保健所と一緒に同行して、従業員の健康のために、健康ステーション事業と活動量計を使えば、心と体、共に効果があるという説明もしております。事業所から、従業員の健康等にこういう事業を活用したいとおっしゃっていただければ、是非検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） ということは、社会保険である働いている方たち、事業所、それとデータの連携は将来的に取られるんですか。

○議長（味元和義君） 健康福祉課長長森伸一君。

○健康福祉課長（長森伸一君） 社会保険の方のデータですが、今、厚生労働省がマイナンバーカードで健診結果と、個人のデータを連携するようにしておると聞いております。そういうことが進んでいけば、個人の承諾等があれば、データ分析も可能かとは考えてお

ります。

また、事業所の方に相談して、健康ステーションを行っている方の健診データをもしいただけることになれば、分析も可能になるのではないかと考えておりますが、現在まだそこまでは具体的には進めておりません。

以上です。

○議長（味元和義君） 5 番緒方正綱君。

○5 番（緒方正綱君） 何度も口を酸っぱくして言うようですが、まだこの事業はスタートして2年半という中で、先ほど長期スパンという言葉も使いましたが、できるだけデータをしっかり取っていくと。そこからが本来のスタートではなかろうかという気がしますので、データが取れる仕組みづくりについても今後、できるだけ可能な範囲でお願いしたいと思います。

次の質問に移るわけですが、この健康ステーション事業は、広く町民の方々に周知することが必要であると考えます。町職員にもPR意識を高めてもらうことが大事であると思っておりますが、その点について、事業を遂行していく側として、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（味元和義君） 健康福祉課長長森伸一君。

○健康福祉課長（長森伸一君） 現在、健康ステーションを利用している職員は35人となります。町職員にも、町民の方と同様に、健康のために健康ステーションの周知を行っています。

ただ、本事業は健康づくりの一つのツールであり、既に自身に合った健康づくりに取り組んでいる職員もおります。今後も、町民の皆様同様に、自分に合った健康づくりの必要性の啓発に努めていくとともに、その結果、健康ステーションが自分に合えば、家族や周りの方にも周知してもらえればとは考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 私からも補足します。

この事業、令和元年度から始まったということで、令和元年度の予算が約500万円、令和2年度が640万円余り、令和3年度が680万円で、これまでに1,800万円余り投資もしてきております。そういう中で冒頭、課長からも答弁したように、町内全体では3%余りとどまっているという非常に厳しい現状もあります。

議員ご指摘のように、町の職員が広告塔となって、この事業の推進を図っていくことは非常に大切なことであると考えておりますし、健康福祉課だけが旗振って取り組むということではなくて、役場全体で後押しもしていきたいと考えております。

県下でも、この事業は四万十町だけの特別な事業ですので、しっかりと成果が残るように、さらには、当面の目標としても、職員全体の2割から3割の方がこうした健康ステーション事業に取り組めるように、定例会が終われば必ず、庁議で定例会の総括もしております。議題として取り上げて、一人でも多くの職員が参加できるように、私も努力をしていきたいと考えております。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 副町長からも答弁をいただきました。私の考え方として、当然町職員にも利用してもらって、そこで実感してもらって、アンケートなりにも参加してもらうことは大事です。

先ほどは長森課長から、町職員の利用人数が35人、約1割の方が利用されておるということで、それを使ってみて、良いという実感が得られたらPRをしていくという答弁もありましたが、私の言う意味は、もう少し町職員から健康ステーション事業を町民全体に広げてもらいたい。そのために町職員のPR活動といえますか、前にも言ったことがあります。口コミで結構だと思います。無料です。お金はかかりません。そういう意識を町職員に持っていただきたいと。

これはやはり町を挙げて、町民の健康づくり、健康で健全な生活が営めるための事業ですので、そういうところをしっかりと職員にも意識してもらって、是非その周知を頑張っていただきたいと思うわけですが、答弁お願いできますか。

○議長（味元和義君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 答弁が足りないということで。町内でも様々なスポーツイベント、くぼかわスポーツクラブ、大正・十和スポーツクラブもありますし、先だってお休みのときには菜の花ウォーキングも町内各地でやられております。是非そうした機会へも参加しながら、このステーション事業については、まずは口コミで宣伝もしていきたいと考えております。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 健康ステーション事業については、次が最後の質問です。

先ほどの質問と内容的には重複するのかもしれませんが、健康ステーション事業の質問

は1番から9番まで質問要旨を取り上げてきましたが、全体を通してどのように考えているか、町の所見といいますか、その点についてお伺いします。

○議長（味元和義君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 健康ステーション事業が始まる直前に、私も青柳先生とお時間を取って、考え方をお聞きした経過があるわけですが、やはり大きな肝といいますか、本質的な課題は、今まで言い古されておりますけど、いわゆる平均寿命と健康寿命の差にあると私は思っております。

といいますのは、令和元年度の数値で、男性の平均健康寿命が72歳、女性は74歳。平均寿命で言えば男性が81歳、女性が87歳ということで、女性で12年、男性で7年という大きな差があるわけで、この間、病気と闘う期間が長くなりますので、逆に言えば、健康でいられる期間をいかに長くするかが一番大きな要点になります。

その一つの方策として健康ステーション事業があるわけですが、また反面、いわゆる医療費の公費負担は四万十町では、令和3年度で約34万円かかるとも聞いております。一度大きな病になれば、家庭も行政も非常に大きな負担を伴うことになるわけです。

議員とのやり取りを聞いた中で、青柳先生の唱える中之条研究ですか、1日8,000歩、中強度の運動20分で、確実に効果が現れると実証もされております。新型コロナウイルス感染症の影響もあって、いろいろな活動ができなかったということはあるんですけども、課長から聞いた資料によりますと、65歳以上の方の健康ステーションへの来庁者は1,900人を超えているといった情報もいただいております。

また、活動量計をやめられた方についても一定、自身の歩数や中強度について、理解をしているということで、引き続き独自に健康づくりに取り組んでいると報告も承っております。

それから、何といたしまして、明日ご審議いただきます来年度の予算では、拡充ということで、町内の量販店と薬局で、健康ステーション事業を行うようにしております。是非そうした予算も可決いただいた上で、健康福祉課内の体制の充実も図って、しっかりと成果が残る健康ステーションづくりに発展をさせていきたいと、今回の議員の質問を受けて感じました。また今後とも、一般質問等の場面で議員のお考えなども聞かせていただいて、我々を叱咤激励していただきたいと感じたところです。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 健康ステーションに来庁された方が1,900人と、利用する、しな

いはともかく、1,900人ということは、対象人口からいえば大体十四、五％となりますので、利用する、しないはまた別として、やはりPR活動をお願いして、健康ステーション事業の質問は終わります。

次に、沿岸部の津波対策についてお伺いします。

令和元年10月のスーパー台風19号による大波によって、本町の沿岸部、興津地区、志和地区が被害を受けました。特に興津浦分漁港では、地元で通称赤灯台と呼ばれる船舶誘導灯の消失、消波ブロックの流出、また防潮堤の損壊。志和地区では、越波により県道に砂利が堆積をし、付近の住民が避難をする事態がっております。興津浦分漁港では、県の管理の下に、現在災害復旧は完了しております。志和地区では現在、自主防災組織を中心とする、地域住民による志和海岸保全施設整備の要望が町に上がっております。漁港を含めた志和海岸保全施設整備事業計画について、現在調査を実施中です。また、新たに海底地形の調査費用を今議会初日の補正予算で可決しましたが、工事实施に至るまでの工程、手順について一連の流れを、構想をお伺いします。

○議長（味元和義君） 建設課長竹内幸喜君。

○建設課長（竹内幸喜君） 先ほど言われましたように、志和海岸では大波により付近住民の方に避難を促す事態となりました。この事態を受け、令和3年度より海岸保全施設整備、対策工法を検討する必要があり、現況の海岸の状況把握を行うため基礎調査を実施しています。その後、調査で得られた情報により整備事業計画を作成し、高知県を經由して国に提出して、事業採択を受けた後に実施設計、対策工事の着手という流れになります。

令和4年度においては基礎調査を完了し、対策施設の設置など必要な対策工法については、調査結果を基に検討した後、農山漁村地域整備計画に採択要望を提出するため、事業計画書を作成し県に提出したい。そして、令和4年度中に事業採択を受けられれば、令和5年度には実施設計、令和6年度には工事着手と進めていきたいと考えております。

昨年は台風などの高波が来た後のデータが得られてない状況もあり、このスケジュールは少し不確定ですが、このスケジュールに沿って現在は進めています。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 令和4年度中に国の事業採択を受けて、令和5年度に実施設計に入り、令和6年度には工事着手へと進めたいというスケジュールを示してくれました。

現在調査中ですが、調査の経過について、現在基礎調査を実施中ということですが、ど

こまで進んでいるのか、その点についてお伺いします。

○議長（味元和義君） 建設課長竹内幸喜君。

○建設課長（竹内幸喜君） 現在の調査経過です。台風シーズン前と9月の豪雨の直後、そして豪雨から経過した10月に、ドローンによる空中写真測量などを行い、砂浜地形の変化特性を把握、また、河口付近周辺土砂移動特性も併せて調査を行いました。

しかし、台風などの高波が来た後の起伏のデータの取得が今、解析できるまでの調査結果が十分得られていない状況です。今後、ある程度の台風の高波が来た後、さらに海中の形状を把握するための深浅測量など、十分な測量結果を得られた後、これらを基に事業計画を作成する運びとなります。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 調査の段階で、調査前と調査後の情報が必要ですが、実際台風を待つような調査では、令和4年度中に完了できないことも考えられます。先ほどのスケジュールの答弁で、令和6年度には工事着手を目指すという工程が1年遅れることも考えられます。そうなった場合、事業計画が1年先送りになることとなりますが、その点について、何かほかに方法がないのか、お伺いします。

○議長（味元和義君） 建設課長竹内幸喜君。

○建設課長（竹内幸喜君） 今年度に平常時と、9月の豪雨、さらに豪雨から経過した10月と、3回調査はしておりますが、台風などの高波が来た後の砂浜の起伏の変化データが最も必要となりますが、当初、9月豪雨のデータは予定にはなかった調査でもありますし、追加して海中の形状を把握する深浅測量も実施することとしております。ですので、当初は予定にはなかったデータも取得できる状態でもあります。

このことから、必要なデータを得ることが原則ではありますが、高知県にも相談し、助言もいただきながら、これらから得られるデータも含めて、事業計画を作成して進められないかという点も検討したいと思います。

しかしながら、高波が来た後のデータは必要なデータというのも間違いないので、そこは年度がもう1年遅れる可能性もありますが、このスケジュールに沿って、構えていきたいと思います。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 令和6年度中に工事着手、これに遅れがない方法もまた、県とも相談をしながら考えていただきたいと思います。

次の質問に移ります。県道中土佐佐賀線の防潮堤の管理責任は高知県か、四万十町かという単純な質問です。これまで地域の防災対策を質問してきた経過において、防潮堤の管理責任の所在がいま一つ明確でありませんでした。沿岸部の陸閘閉鎖の問題もありますので、管理責任者は県か町か、明確にお答えください。

○議長（味元和義君） 建設課長竹内幸喜君。

○建設課長（竹内幸喜君） このことについては、高知県にも再確認しました。道路の管理は、道路断面、山留め擁壁、路側擁壁となっております。こちらの離岸堤、堤防ですけど、海岸の防潮堤と位置付けた構造物のため、町の管理となります。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 道路については県の管理、防潮堤については町の管理でよろしいですね。それで間違いないですね。

それで、質問ではありませんが、この管理責任の所在を、県にも、町にも、後年にしっかり引継ぎをしていただきたい。異動とか退職とかありますが、これまで県に聞いても、町に聞いても、どちらのものか即答がないままに現在に至っております。今日、改めて、どちらのものを私も認識したところです。今後の事業計画に支障を来すことにもなりますので、後年の職員にもしっかり引継ぎをお願いしておきたいと思います。また、県にもその旨はお伝えを願いたいと思います。

次に、沿岸部の津波対策について、最後の質問ですが、興津、志和両地区の陸閘閉鎖についての質問です。

陸閘については地域住民の生活の利便性を考慮して設置されておりますが、先の東日本大震災を教訓に、県は、地域住民の理解を前提として、陸閘閉鎖については優先的に予算措置をする方向で進めております。

通路の機能を確保する点においては周辺住民の理解が必要であります。設置されている陸閘は、ほとんどが県の施設ですが、津波災害を受けるのは地元住民であり、委託を受けている地元の消防団員です。事業実施は県の役割ですが、その前段の段階で周辺住民に理解を求める、協力を求めることは町の役割だと考えますが、陸閘閉鎖についての考えを伺います。

○議長（味元和義君） 危機管理課長西岡健二君。

○危機管理課長（西岡健二君） まず興津地区の陸閘、水門、全部で10基あるんですけ

ど、県の管理となっております。先ほど緒方議員も言ったように、陸閘については、県の意向では閉鎖したい方向性にあります。現在の利便性を維持できる方法で検討しておるといいますので、今後、地元との協議も進めていく中で、地震などの発災時に、津波より国土を守る方法を、町も一緒に検討したいと思います。

志和地区ですが、陸閘が海岸部に1基あります。故障のため開閉ができん状態になっており、部分的修繕は難しいので、スロープにするとか階段にするとかも地元とも協議を進めていって、町が主体的に管理を行う方向で進めたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 志和地区については地元との協議と、どういう方向でやるかも、まだこれから協議をせないかんところですが、興津地区にしても、志和地区の陸閘にしても、志和地区の場合は町が管理するということですが、興津地区は小室、浦分共に県の管理という中で、陸閘を閉鎖するかしないかは地域住民の意思が大事になってきますので、やはり町がしっかり仲立をして、県に要望を上げていくと。そこまでいけば、県も予算措置は優先的に取り上げてくれるということですので、そこら辺、町の役割をしっかりと把握されて、これから先の陸閘閉鎖について、よろしくお願いします。

次に、一般質問の最後の最後です。昨年9月定例会で次の町長選挙に出馬するか否かの質問をしたところですが、中尾町長も間もなく任期満了を迎えようとしております。町長、在職中の2期8年を振り返って、総括として8年間の自己評価を町長自身はどのように捉えているのか、お伺いします。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） まず、緒方議員にはずっと伴走的に、並走的に町民の健康づくり、さらには防災対策についてご質問、またご提言いただいたことを心より感謝を申し上げます。

この2期を振り返っての自己評価というご質問です。決して私だけの成果とか評価ではなくて、当然町職員も含めて、そして議会議員の皆さん方の様々な是々非々の立場でのご提言とか、さらには事業者であったり、地域の皆様方のご支援、ご協力があったたまものだと思っております。

皆さん方のご承知のとおり、私の1期目は大変、厳しい船出でした。第1期目は地ならしと実践と捉えておりまして、まずは公約をしっかりとやる体制をつくっていききたいとい

うことで、機構改革も含めて、課、室の設置であるとか、そういった方向性の中で、それに加えて、実践的な事業を推進してきました。

その中で、特に人材育成であるとか、移住定住対策であるとかは、私としては本当にこの町が今後存続していく、元気なまちづくりをするための必須の課題だと捉えておりましたので、1期目から2期目にかけて、引き続いての公約にしました。結果として、本当に現場の皆さん方にご協力いただいて、1期目は一定、移住定住の流れもついた。これはまた地方創生という流れもあった関係だと思いますけども、本当に頑張っていたいただいと評価しております。

その中で、すぐに合併後5年間に於いて交付税の一本算定がありましたので、返礼品を用いたふるさと納税を行うことによって、町の自主財源的な確保をしたいという思いで平成27年に始めたところです。おかげさまで、今日お聞きの町民の皆さん方のご子息であるとか、家族であるとか、そういった1万人を超える皆さん方から、2年間に於いては13億円を超える寄附額をいただいたところです。本当にこの場を借りて心より感謝を申し上げます。

1期目は私の公約の実現性と、そして財源の確保で動いてまいりました。2期目においてはそのスピード化を図りながら、実際の効果を高めたいという思いで東京に、移住、Uターンの拠点ということで東京オフィスを設けて、私も足を運びながら移住促進に努めてきたところです。結果として、我が四万十町を思っている方、また、既に四万十町に移住されて頑張っている方のいろんなお声を聞いたときには、この町の強さを感じました。そういったことで、本当に皆さんのご支援でこの2期ができたかなと思います。

時間の関係もありますので、この辺で置きたいと思っておりますけども、これまでいただいたご支援、ご協力に、この場を借りて心より感謝を申し上げます。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 町長から在籍8年の総括、自己評価をしていただきました。

次期町長選挙の行方はまだ分かりませんが、もし四万十町民が現職に託すというのであれば、身も心も削って四万十町の町民のために頑張っていたいただきたい。まだそんなことを言える時期ではありませんが、今私が言ったことも心の隅にとどめておいていただきたいということで、以上で私の一般質問を全て終わります。

○議長（味元和義君） これで5番緒方正綱君の一般質問を終わります。

ただいまから暫時休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第2、議案第16号第2次四万十町総合振興計画後期基本計画の策定について、日程第3、議案第17号四万十町中期財政計画の策定について、以上、議案第16号及び議案第17号の2議案を一括議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 議案第16号と第17号について何点かお伺いします。全てこの計画案が良とは思いませんけども、総合的に立派な計画案ができたと思っています。

特に質問したいのは、まず15ページから、「安全・安心の確保」の中で、下に「また、「地域医療体制の充実」「高齢者福祉・介護の充実」においても、満足度が低く重要度が高くなっています」という形で序論を書いているんですが、この満足度が低いという町民の声は、どういうものが満足度の低さにつながっているのか、お聞かせください。

そして28ページ、「農畜産業の振興」で、中段になりますが、「地域の担い手へ農地の集約を進めています、山間地や担い手が不足している地域での農地活用も重要であるため、細やかな支援策に取り組む必要があります」と基本計画でうたわれています。今後、町としては、この基本計画に沿ってどういう形で取り組もうという計画があるのかです。

それと、58ページ、施策目標で「障がい福祉の充実」で、日本語としていろんな「がい」があります。障害の「害」ですね。本町の場合は平仮名で「がい」と書かれていますけれども、59ページを見てください。「主な個別計画」で、四万十町障害者計画と障害児福祉計画、ここは害悪の「害」という漢字で書いています。できれば統一しないと、目標の大きな中では「がい」は平仮名です。計画は漢字の「害」です。やっぱり整合性を持たんと、意図があってあえて平仮名にしていると思うんです。それであれば、どちらかに統一した計画案でないと、何かちぐはぐ過ぎる。

そこら辺、十分精査してないと私は思っていますが、どちらかに統一したいし、「が

い」は、漢字では二つありますね、石へんがありますね。町の考え方、これだから平仮名にしたんだという意味があるはずですので、そのことについてお答えください。

次に63ページ、再生可能エネルギーの問題を書かれています。これは今後、積極的に日本全国で、エネルギー対策については取り組むべき課題だと私も思いますが、再生可能エネルギーの3行目辺りに「小水力発電の利活用については、有力な候補地が見つからない状況」にあるという町の認識です。

私も、県内の小水力発電を見てきました。流量を変更し、非常に収入も、二千数百万円だったかな、民間がやり、それを村に還元しています。だから、少ないけれども、やり方次第では、小水力発電は今、梶原町がやっていますよね。24時間電気を起こすことができる施設ですね。本町には堰堤ないしダムが2か所にある。それをすぐに利活用できるかわかりませんが、工夫次第で小水力発電は取り組めると私は思いますが、今回はすぐにじゃないですが、しっかりとした目標を掲げて、活用したいという町の取組をお願いしたいと思いますが、その点についてお答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 健康福祉課長長森伸一君。

○健康福祉課長（長森伸一君） まず計画15ページ、地域医療体制の充実の満足度が低いという内容についてお答えします。

53ページにある「保健・医療環境の充実」の中段に、「本町では、医療機関が窪川地域の市街地とその近隣に集中しているため、山間地域においては無医地区も存在しており、民間医療機関の医師の高齢化や医療従事者も不足している状況にあります」と、「また、町内には精神科、産科がないため、精神障がい者や認知症高齢者等への対応とともに、町内での出産ができない状況にあります。そのため、外部委託による24時間体制の健康医療電話相談を開始し、悩みや不安を相談できる体制を整備しましたが、迅速な搬送体制の整備が求められています」というところで、満足度が低いと整理しております。

続いて、58ページの障害の「害」の字が統一されていないという指摘については、昨年度、四万十町障害者計画等の見直しを行っております。そこでも、障害の「害」について、総合計画の統一が取れてないのではないかと指摘もされました。

「障害」については、法令等においては、漢字で「障害」と書いており、この漢字は実際差別を意識する字ではない。差別があるのかないのかという議論もありましたが、個別の障害者計画については、法律等にのっとり「障害者」でいこうという意見の総意があ

り、漢字にしました。

ただ、本計画の「障がい福祉」を平仮名にしているのは、今回の見直しでも検討しておりました。なぜ前回ここを平仮名にしたのかという理由が、担当でも整理できなかったこともあり、前回同様、ここは平仮名でいくという整理で、こう表記しました。

以上です。

○議長（味元和義君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） それでは私から、28ページの中ほどにあります細かな支援策というところです。

この表記は、山間地では人手不足であるとか後継者不足ですので、基本的な課題を挙げておりますけれども、細かな支援策をこれから考えていかなければならないということで、何があるかですけれども、まずは稲作を中心に農作業をしたりとか、これまでは集落営農等を中心にやってきたところですが、作業自体がおぼつかなくなっているという状況の中でいえば、複合系拠点施設、十和・大正地域では農楽里になりますけれども、そういったところの機能を充実させて、作業受託を問題なく、滞りなくできる体制を整えることですか、これまでは有機農法については本流ではありませんでしたが、国でも、みどりの戦略ということで、今進めようとしています。

ですから、これまでは全く検討してきませんでしたけれども、地域の状況に応じて、そのような有機農法についても、やれるところを見ながら実施、検討していきたいということです。

それから、移住者等々の関係もありますけれども、半農半Xという言葉も定着してきております。そういったことを制度として推し進めていく、支援をしていくこととともに、担い手不足に関しては、令和4年度からですけれども、四万十町独自に新規就農者の対象年齢を65歳まで引き上げたところです。そういったことも踏まえて、担い手の対策については図っていききたい、これまで以上に細かに支援策を設けていききたいということです。

以上です。

○議長（味元和義君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） 15ページ、高齢者福祉・介護の充実の項目において満足度が低く、重要度が高いという点です。

アンケートで数値化して出てきたところですが、やはり高齢化が進み、高齢者の独り暮らし、あるいは高齢世帯が増えている中、様々な生活の不安や介護の負担の声があるとい

うことです。

以上です。

○議長（味元和義君） 環境水道課長小嶋二夫君。

○環境水道課長（小嶋二夫君） 63ページ、小水力発電の利活用についてお答えします。

小水力発電を利用して安定した電力を得るためには、安定した水量、高低差による水流が必要となります。こういった候補地を発見することができずに、現在に至っております。

今後は必要な情報を集め、費用対効果も検討しながら、引き続き候補地の選定を進め、再生可能エネルギーについて推進します。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 的確な答弁をいただいたと私は思っています。ただ、障害の「害」について私はこだわるわけですが、国が漢字やけんという取り方が、私にはなかったんですが、一方では平仮名で、一方では漢字。四万十町の計画ですよ、国がどうこうじゃなくて。町として障がいや高齢者福祉をどう考えるかという問題の中で、平仮名にして駄目だとなるがですか。なぜ漢字か平仮名かは、やっぱりそれなりの考え方があってだと私は思うんですよ。

そこをもう少し分かりやすく答えてほしいのと、地域医療体制の充実の答弁がなかったです。地域医療体制の充実は、町の診療所は2か所しかありませんので、その医療体制でしっかりと患者を見ろという、非常に大切な役割を担っているのが直営診療所だと思いますので、そこら辺の町民の声を聞いているかどうかの問題です。

そこのお答えを期待しよったのですが、出ませんでしたので再度聞くわけですが、ほかはそれぞれしっかりとした考え方を持つての計画のようですので、了解しました。

以上です。

○議長（味元和義君） 健康福祉課長長森伸一君。

○健康福祉課長（長森伸一君） 障害の「害」の漢字と平仮名の違いで、説明が分かりづらいということでした。

まず、障害者計画の「障害」、漢字で書いた内容については、昨年に障害者計画等の見直しをしております。その席で、障がい者も含めた策定委員会等で「害」を漢字にするのか、平仮名にするのかについても、検討しています。

その中で、四万十町障害者計画で、「障害」を漢字で書くことによって差別を含むとい

う認識は、障がい者の中ではないという意見もいただきましたので、個別計画では漢字で対応しました。

本計画の「障がい」の「がい」が平仮名の理由については、前期計画が平仮名になっていたということ、どうしてここが平仮名になっているか、前担当者がおりませんので、平仮名にした理由は実はよく分からなかったということで、本来ここも漢字にすべきではないかという検討もしましたが、前計画と同様に平仮名で表現していくことになりました。

あと、医療体制の説明については、53ページの中段で、医療従事者等も不足している状況、また産科がないなど、地域医療も含めて説明しております。

以上です。

○議長（味元和義君） 大正・十和診療所事務長国澤豪人君。

○大正・十和診療所事務長（国澤豪人君） 田邊議員のご指摘の地域医療体制の充実というところで、診療所の役割についてご説明します。

大正・十和診療所は、基本的には、内科しかない診療科目となります。健康福祉課長から説明もありましたが、産科や精神科といったところは専門の病院にしかなくて、大正・十和地域では医師もいませんので、困難な診療科目となります。

また、住民の満足度からいいますと、聞き取りではありますけれども、30代のご家庭ですと、やっぱり小児科が欲しいといった声も聞かれますし、40代、50代になれば、眼科や皮膚科があればいいなというご意見をいただくこともありますが、大正・十和診療所でそこまでの専門医を増やすこともできませんので、ここで言う満足度が低いという書き方になってしまっている状態だと考えております。

また、救急体制についても、大正診療所は救急の受入れもしていますけれども、医師2人で当直を交代しながらは無理があるところもあり、1日は休診の曜日を設けています。そういったところで、皆さんが100%満足には至ってないということで、満足度が低いという表記にしております。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） こだわりますが、障害の「害」については、やはり統一してほしい。障がい者の方々が「害」を漢字にしたってそういう意識は感じんというのであれば、平仮名の「がい」を漢字にしても、逆に言えばええわけですが、大体、漢字から平仮名に替わっている実態があります。本町では、漢字で書こうが何ら問題はないということかもしれせんけども、日本ではやはり「害」というのはイメージ的によくないということだ

ろうと私は思うのですが、変わってきていますので、私はちぐはぐなことはしないように検討してほしいというのと。診療所事務長から答弁ありましたけども、そりゃあどこも、計画にしたって何にしたって100%を望みたいですが、そういうこともなかなか難しいわけで、今言われたように、不在体制の中で、大変医師も厳しい勤務実態があることは私も見えています。

しかし、その中でも、議員であるがゆえに町民からの苦情を相次いで聞きますので、もう少し内部で十分な検討をして、確かに内科かもしれませんけども、せめて地域医療を担う医師として適切な応急措置をして、ほかの病院へ行ってもらおうという医師の使命を持って、優しい対応をしてほしいという声が多いわけですので、私も町民の声に対応していますので、十分考えてほしいなということを言って終わります。

○議長（味元和義君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 障害の平仮名の「がい」と漢字の「害」で、担当課長からは、計画については法令用語を用いたとご説明しました。

ただ、この施策目標については、軟らかい表記に我々も努めたところですけども、今般のご指摘を受けて、再度内部でも表記については確認していきたいと考えております。

それから、直営診療所の医師については、これから人事異動も4月1日付で始まりますし、議員ご指摘の点は町長、副町長も十分承知もしております。医師との面談の中において、患者に寄り添った、町民に寄り添った診察を心がけていただきたいと率直に伝えたいと考えております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 第2次四万十町総合振興計画について何点かお伺いします。

初めに、11ページ。社会潮流の項目の「SDGsの推進」で、この総合振興計画自体がSDGsを基に構成されている感がすごくあるので、突っ込んで聞いていきたいんですけど、ニューヨークで開催された国連総会で、貧困とか不平等や格差、気候変動のない持続可能な世界の実現に向けて、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」と。2030年まであと8年になってくるんですけど、目標自体が気候変動とか不平等だとか貧困に注目している中で、我が町でどういうことをしていけるのだろうというところですけど、総務常任委員会で、目標に向けてどのような具体的な計画をつくっていくのかを突っ込んだときに、SDGsの17のゴールを達成するためには、まずは事務事業に対する職員の

意識付けをスタート地点としているということで、達成目標を定めてしまうと、目標がぼやける可能性もあるという答弁をいただいたんです。しかしながら、はっきりとした目標をつくらないと、2030年までに達成できないと思います。

世界中が日本の生活水準で暮らすには地球が1.5個必要だと言われてはいますが、四万十町の私たちの生活水準は、様々な面で環境に優しいスタイル、まきを使ったり、炭を使ったり、暑いときは冷房じゃなくて川に入るとか、いろんな面で、それぞれ皆さんライフスタイルがあると思うので一概には言えないんですけど、町としての目標設定を各分野において細かにしていくことは、一つ重要なことではないかなということと、事務事業に対する職員の意識付けからスタートとあるんですけど、一定外部団体との協力というか、そこ足並みをそろえていくだとかが必要だと思うんですけど、いかがお考えでしょうか。あと、63ページ「自然循環型生活」のごみの減量化ですけど、「資源ごみのリサイクル率は低く、さらなる啓発が必要です」と書かれていて、実際、私の息子にも、プラスチック製品を見たときに、ここにリサイクルマークがあるねといつも指摘されるんですけど、本町においてはリサイクルできるシステムが出来上がってないので、啓発ももちろん大切ですけど、啓発したところで町民がリサイクルに出せない現状が一番問題だと思うので、この仕組みを構築する必要があると考えています。

最近、100歳ぐらいのおばあちゃんが私に寄ってきて、大量生産と大量消費、もったいないから、そこを町で何とかしてくれと言ってくださったんですけど、やっぱり皆さんそのことに関心があるんです。なので、リサイクルシステムだとか、リサイクルステーションを設置していくという、上勝町に学ぶことは考えられているのかどうなのかと。少し戻って、29ページの環境保全型農業と資源循環型農業で、先ほど答弁もいただいたんですけど、どちらかというと言川地域は大きく農業をする方が多い中で、十和・大正地域では小さく農業をされている方がいっぱいいらっしゃるんですけど、具体的な施策があまり書かれていなかったもので、ありましたら伺いたいです。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 総合振興計画11ページ、SDGsの関係でお答えします。

議員ご指摘のSDGsは、一応2030年までの開発目標ですので、それまでのあと8年で、これを着実に推進するために、町としてははっきりした目標設定をということです。

ご指摘のとおり、2030年まであと8年しかないということで、その中でこれを進めていくことについては、庁内でも大分議論しましたし、また現在も続いています。ご存じと思

いますけども、17のゴール、169のターゲット、232の指標。それぐらい広範囲にわたるものですので、全て四万十町に当てはまるのかというと、中には当てはまらないものも当然あります。

この総合振興計画に、町としてどの部分がどう絡んでいくのかという整理がまず必要だと認識しております。そういった意味で、総合振興計画にSDGsを絡めていくということで、基本計画の中の各種施策の政策目標に、SDGsのどのゴールに当てはまるのかを76ページで対応表を作り、まとめています。この辺でそれぞれの総合振興計画における相関関係をはっきりさせて、SDGsが掲げる様々な目標に対して、町としてどのぐらい切り取っていけるのか、そこをまず整理するところからスタートしないと、なかなか一気に目標まで設定しづらいところがあり、現在こういう表記にしています。

また、後段の職員の意識改革も同じ理由です。町の職員自体も、SDGsが自分たちのやっている事務事業のどこに該当しているのかを、はっきりと認識しているかということ、まだそこまで行き着いていないところもあり、そこもはっきりさせた上で進めていきたい。それには2030年に間に合わないんじゃないかということはあるかと思いますが、5年かけて意識改革するわけでは当然ないので、この5年間の今の時点で計画として書くのであれば、ここが限界だったと理解していただければいいかと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 環境水道課長小嶋二夫君。

○環境水道課長（小嶋二夫君） 「ごみの減量化、資源ごみのリサイクル率は低く、更なる啓発が必要です」というところですけど、まずは構築です。

現在、四万十町では、瓶、缶、ペットボトル、段ボール等の紙、また衣類等をリサイクルしています。今後、この4月からプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律も適用になりますので、また収集業者、処理施設銀河とも協議しながら構築を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） 29ページの環境保全型農業はどういうものがあるかです。

先ほどの答弁の中で有機関係のことを申し上げましたけども、そちらについてはこれから先ということで、現状の事業としての取組はありませんけれども、今、大きなところでは環境保全型農業直接支払制度、これは従来の化学農薬や化学肥料5割低減かつ環境負荷

の少ない施肥をした場合に交付される支援策があります。

もう一点の環境保全型推進事業は環境負荷が少ない害虫対策として、虫に対して天敵の虫を使ったり、そういったような害虫防除がありまして、この2本が大きなところですよ。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第16号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号第2次四万十町総合振興計画後期基本計画の策定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第16号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

これより議案第17号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号四万十町中期財政計画の策定についてを採決します。

議案第17号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第4、議案第18号第2次四万十町環境基本計画の策定についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、環境基本計画19ページ。いつも気になっている四万十川の水質の問題です。ここに現状を書かれています。特に気なるのが、指摘にもあるように、県の水質で清流度が載っています。平成28、29年度は十分満足いく基準以上ですが、平成30年度から令和元年度を見ると、非常に清流度が低くなったと。特に、私の前を通っています栲原川。

「日野々」とあるが、これは「田野々」じゃないですか。私は田野々大橋とずっと思っていたのですが、要するに栲原川の日野々大橋の、多分「田野々」が、非常に清流度が低いのが何年か前から分かっておりながら、現状ですので、令和元年度以降、これを見て、こんなもんかという認識で書かれているのか、後も見ましたが、対策が分かりません。過日にも私、水質の問題を言いましたが、数値は現状を書くわけですが、この原因の追及はあるかもしれませんが、考えてないように受取ります。

この前、四万十高校の定点観測の水質の結果が広報誌にも出ていたと言いましたが、それをどう見るのかですよ。せっかく四万十川振興室がありながら、四万十川流域の水質が悪化する原因をどう究明していくのかが、私は課題だと思うのですが。ただアイデアだけではなくて、水質汚濁の原因を町としてしっかりと把握し、対策を講じていくことが私は大事だと思います。その点について、どうお考えなのか。

併せて36ページ。家庭・事業所への再生可能エネルギーの導入促進と高らかにうたわれています。ここで「太陽光発電システムや災害発生の非常用電源として活用できる家庭用蓄電池など、再生可能エネルギー設備の導入に活用できる補助制度等について町民・事業者へ情報提供を行います」ということですよ。特に気になったのが家庭用の蓄電池。補助制度等について住民に情報提供を行うということで、現在どういう補助制度があるのか、是非とも聞きたいと思います。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） それでは、環境基本計画19ページ、四万十川の清流度です。

こちらの数値、議員ご指摘のとおり清流度が悪くなっています。これは様々な要因があるかと思ひまして、現在四万十川振興室で水質検査を随時行っている最中ですが、今のところ考えられる要因としては、やはり農業濁水、それから出水期の山からの濁水の問題等があると思います。

そのうちの農業濁水については、止水板の配布ですとか、それから、代かきの水位を浅くしていただく浅代かきといいますか、浅かきを啓発するなどの対策は取っておりますけれども、やはり年度によっても一定、濁水が出てきているということで、今後とも引き続き様々な要因分析をしながら対策をしていきたいとは考えております。一気によくなることはなかなか難しいかもしれませんが、水質検査、調査等を含めて対応を考えていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（味元和義君） 暫時休憩します。

午前11時37分 休憩

午前11時39分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境水道課長小嶋二夫君。

○環境水道課長（小嶋二夫君） 環境水道課です。

ご指摘いただいた19ページの一番下段、梶原川の「日野々大橋」と記載されている文言ですが、確認したところ「田野々大橋」が正解でしたので、おわびして訂正をお願いします。この計画については、また差し替えて、お手元にお届けするようにします。

続いて、蓄電池についてお答えします。「再生可能エネルギー設備の導入に活用できる補助事業等について町民・事業者へ情報提供を行います」という点についてですが、現在、国・県の補助事業をまだ確認できておりません。また令和4年度の新メニューをいただいて、その中で採用、使用できる補助事業を順次お知らせします。

なお、令和3年度について、太陽光発電は県内で13市町村、蓄電設備は2町村、補助事業を実施しております。また、その実施している市町村に対しても情報提供をお願いして、四万十町の事業への導入を検討したいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 橋の名前の件は後で差し替えするかどうか分かりませんが

も、計画に残っていきますので、そこは訂正なりしてほしいと思います。ただ、田野々大橋から下津井地区まで、大きな田畑は面積的にないがです。僅かな耕地です、田んぼは。恐らく田んぼの水質汚濁はあまりない。あるとしたら、作業道はかなり開設していますので、その影響があるかもしれません。ほかにもあるかもしれません。

だから、定点観測ですので、ここだけたまたま上流が悪かったかもしれませんが、梶原川が悪ければ、確か年に何回か、水質検査を民間業者がやっちゅうと思うので、そこをやっぱり探って行って、どの地点の水質が一番悪いかをやはり調べてみんといかんと思うがですよ。それが四万十川振興室の大きな役割の一つだと思いますので、悪いところはそこを探ってみるという姿勢が大事ではないかと思いますが、その点、今後の対応の仕方について答弁を求めたいと思います。それと、36ページの関連ですが、10kw未満の家庭用の太陽光発電については、10年が来た家がいっぱいあるがですね。48円のところもあるろうし、もっと低いところもあるろうし、また高いところもあるかもしれませんが、今度はたかだか1桁の売電価格になるわけですね。

蓄電池が欲しいという方、いっぱいおられますけれども、業者によっては200万円を超える蓄電池は、なかなか購入しても採算が合わんということで、ほとんどの方が1円の単価で電力会社に売っているわけですが、そういう補助があれば、年々台風が頻繁になって停電が多い、去年なんかは、私どもは何時間も停電で、真っ暗闇の中で夜を過ごしました。そういうことが今から頻繁に起きてくることを考えるならば、できるだけこかの、国・県の補助があればええですが、なければ町がそれなりの助成をして、そういう再生エネルギーの省エネ対策を講じることも必要ではないかなと思いますが、どうなのでしょうね。そういう自治体もあるならば、ええところはまねてみたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 令和4年度のことですから、ちょっと申し上げにくい部分はあるんですけども、それはさておいて、お答えします。

今、太陽光発電による蓄電池という視点でのご質問でしたが、先だって内部の会議でも、例えば日産の車で、充電すれば3日間くらい利用が可能な車もあります。これも含めて、私が担当させていただいたら積極的に進めていきたいと思います。

ただ、お断りしておかなきゃならんのは、私自身も内部の会議で、SDGsにおいてもそうですし、こういった再生エネルギーの導入でもそうですけども、やはり町としての実施方

針が必要ではないかなと思っています。これについては現場に、私の指示が弱いということで、また現場に負担もかけるということで、新たな体制の中で進めていきたいと思いますが、田邊議員に申し上げていただいたように、やはり町内で災害を想定したときとか、様々において必要だと思います。そういった視点では、例えば町単の予算の支援も含めて導入していきたい、基数も含めて、公用車も含めて、そういった有事のときに活用できる環境をつくってきたいと思っています。さきのことで申し訳ないですが、今の立場から申し上げますと、そういうお答えになると思います。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 水質のお話です。議員ご指摘のとおりだと思います。四万十川振興室は、四万十川について、保全もそうですし、活用も両方とも積極的に取り組むということで設立された組織ですので、ご指摘のとおり水質検査も定点で継続してやっておりますが、やはり場所によって要因は様々あると思います。それぞれ分析して対策を考えたいと思いますので、今後積極的に取り組むこととします。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

15番橋本章央君。

○15番（橋本章央君） 40ページの森林の適正管理について質問します。

四万十町は林野率が87%、本当に広大な土地に林野があるという前提があって、1,000万m<sup>3</sup>の木材の蓄積量があると言われております。それにおいて、森林の適正管理をするに、「地域林政アドバイザー制度を導入し」ということですので、これからのことだと思いますが、どういうことでしょうか。これについてご説明をお願いします。

○議長（味元和義君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） 40ページの地域林政アドバイザーですけれども、こちらの制度を導入する背景から申し上げます。これまで、林業が盛んなまちとはいえ、林業振興室を設けて町でもいろいろ取組をしてきたところですが、なかなか新しい取組、それから目線を変えた取組ができていない状況があります。

そういった中で、地域林政アドバイザーというのは、総務省と林野庁にその根拠がありますけれども、専門的な林業の知識を持った方で、交付税措置もされますけれども、地域おこし協力隊のような形で雇用して、そこでアドバイスをいただきながらといった取組です。

この制度を利用して、現状の町有林ですとか、私有林も含めた林業全体の計画を再構築して、これからの四万十町の林政をつくり上げていきたいということです。

以上です。

○議長（味元和義君） 15番橋本章央君。

○15番（橋本章央君） 答弁をいただきましたが、先ほど冒頭に言いましたように、四万十町は87%の林野率です。その広い林野を抱えておりますし、広大な1,000万㎡の蓄積があると言われておりますので、それ相当の知見のある人でなければ、なかなか計画すら難しいのではないかと思います。地域林政アドバイザーの対象者となる人には様々な資格が必要なようですが、その点はクリアできるのでしょうか。

例えば森林総合管理士登録者とか、林業普及指導員資格試験合格者とか、そのほかにもまだ条項がありますが、こういうこともクリアできた、そういう地域林政アドバイザーを雇用できるのか、その点について答弁願います。

○議長（味元和義君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） もちろん先ほど申しましたように、国に定義がある制度ですので、そういう資格をクリアした方でなければ雇用はしないと思います。現状、会計年度任用職員という枠の中で公募しておりますけれども、そういった資格がない場合は雇用しないことになります。

一点申し上げたいのは、有資格者でなくても、林野庁の研修等を受ければ、その条件が具備されることもありますので、そういったことも見ながら進めたいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 15番橋本章央君。

○15番（橋本章央君） 対象者がいなければ採用しないということは、このアドバイザー制度事業は導入するとは言い切れんわけですね。もちろん林野庁のそういう講習とかを受ければ、これに関わることはできますが、これだけの林業を成長産業として捉えていくなれば、何が何でもそういう資格を持った人を雇用すべきではないか。

特に課長、先ほどちらっと言いましたけれども、交付税措置があって、500万円を上限に、市町村であれば7割の補助がある。そういうこともありながら、それを利用しないのはなぜでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（味元和義君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） 雇用に関することですので、なかなか特定の者がいると

は言いにくいところがあるんですけども、現状公募して、有資格者がおれば採用していきたいという考え方です。結果的に採用されなかったら、この制度が導入されないことになりますけれども、方向性として導入するということで予算措置も可決いただけるのではないかと思いますので、全体としてそういう方向にあるということで、この中では述べています。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 環境基本計画についてお伺いします。

先ほど12番議員からもあったんですが、19ページの清流度について、清流基準に達していないことを真摯に受け止めていかないといけないなと思っているところですが、かなり四万十川の本流自体で、洗剤の泡なんか泡立っていることが多くて、最近は柔軟剤の中にマイクロプラスチックが入っていて、その中に芳香のための、多分化学物質が入っていて、それが服に絡みついて1週間ぐらい持続するそうです。そういう見えないところでのマイクロプラスチックの問題がかなり海にも影響していますし、それに対する過敏症の人も出てきたり、アレルギーが出てきている中で、やはり清流度を保っていくのは重要なことなので、洗剤などの在り方というか、そこも一定研究する必要があると思いますし、啓発も必要ではないかと思うのですが、いかがお考えかお伺いしたいのが一点と、25ページの生ごみ処理機の補助。導入している町民が2割程度と低くなっているということですけど、周知があまり行き届いていないのではないかという点と、3番議員も、大正地域の生ごみのEM堆肥化をもう少し全町的にやるべきじゃないかともおっしゃられていたんですけど、その辺の可能性についてもお伺いしたいのが二点目で、三点目が36ページの再生可能エネルギーの導入で、公共施設へ再生エネルギーを導入していくと書かれていて、今度、文化的施設ができていく中でそういう、例えばまきストーブを導入して、まきの利用率が上がれば山の循環もよくなったりだとか、どこまでを公共施設で使っていくと言われているのか。まきが再生可能エネルギーであるという認識をしっかりと持って、それがCO<sub>2</sub>削減になっているという認識を持つことが重要だと思うんですけど、2番の「家庭・事業所への再生可能エネルギーの導入促進」で、例えば集落活動センターに積極的に導入していく、そのモデル事業としてやっていくという更新等はないかをお伺いしたいのと、最後に、61ページに「災害に強い安全・安心なまちづくりプロジェクト」とあって、62ページ

に、町民への「アンケート調査結果によれば、将来のまちの姿として「災害に強い安全・安心なまち」を挙げる町民の割合は最も高くなっています」ということなので、やはり危機管理課も一緒になって、例えば山の荒廃が災害につながっていったりするということは、例えばこの間の志和地区だとか興津地区で大雨による水害がありましたよね。危機管理という視点に立って、山のことも見ていくとか、そういう様々な面において、リスクマネジメントしていく必要がすごくあると思うので、危機管理課とか農林水産課もそうですけど、本当にパートナーシップで目標を達成していくところに入ってくると思うんですけど、またその辺の考えもお伺いします。

○議長（味元和義君） 環境水道課長小嶋二夫君。

○環境水道課長（小嶋二夫君） まず、19ページの水質の結果について、洗剤等が川に見える、水の泡とかを見るというお話をいただきました。環境水道課では合併処理浄化槽を推進しており、一定、家庭から出る生活排水については、浄化して本川に流すように対策を取っております。また、洗剤についても、この計画では触れておりませんが、今後勉強して、効果的な洗剤の研究を進めていきます。

続いて25ページ、電気式生ごみ処理機などの広報が不足しているという点です。令和4年度もこの事業をやるように予算も計しておりますので、今後、より力を入れて、啓発に努めてまいります。

続いて、再生エネルギーの公共施設への取組ですが、公共施設は、特にこれといったは今のところ定めておりません。できるところはやっていきたいと、地球温暖化に少しでも寄与していきたいという心構えです。

続いて62ページ、地域防災力のところですが、これは97ページのアンケート結果、1番になっております。ここは今後とも、危機管理課ともまたタッグを組みまして、一緒に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 補足したいと思います。

公共施設への再生可能エネルギーとしての太陽光発電の導入についての基本的な考え方です。これまでも主要な施設については太陽光パネルをどんどんと上げてきましたので、今後においても、防災拠点という位置付けの中で、国の補助事業を積極的に活用して導入していきたいと思います。

明日審議いただく特別会計の大正診療所において、約1億5,000万円だったと思います  
が、そういった関連予算も提案しておりますので、是非ご審議をお願いしたいと思います。  
これからも積極的に取組をしていきたいと思っています。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第18号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号第2次四万十町環境基本計画の策定についてを採決します。

議案第18号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決され  
ました。

暫時休憩します。午後1時15分から始めます。

午後0時02分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第5、議案第19号高知縣市町村総合事務組合を組織する地方  
公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について、日程第6、議案  
第20号高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分  
について、日程第7、議案第21号高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が  
脱退することに伴う財産処分について、以上、議案第19号から議案第21号までの3議案を  
一括議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行  
います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第19号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。

議案第19号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

これより議案第20号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分についてを採決します。

議案第20号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

これより議案第21号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号高知県市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分についてを採決します。

議案第21号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第8、議案第22号四万十町コワーキングスペース条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは簡単に質問しますが、まず気がついたのは、四万十町、各種の条例があるわけですが、横文字を使った条例は私が記憶するにあまりないわけですし、この字を見て町民は、この場所をコワーキングスペースと言われたって、分からん人もいっぱいおられるのではないかなと。四万十町の、日本の条例ですので、せめて横書きで日本語なりを書く条例にすべきではないかなと私は思いますが、その辺、町としてはどう思うのかです。

それと、1階、2階があって、1階はワークスペース、いわゆる働くスペースですね。2階がオフィスですので、会社の事務所という位置付けの横文字だと思うわけですが、まずお聞きしたいのは、オフィススペースは24時間利用ができると。その代わりセキュリティカードを貸しますよということです。それで、当面は直営で管理するけれども、行く行くは指定管理にするんだとなると、さて、24時間利用するような施設は本町には今まではないわけですが、じゃあ、どういう形で管理をしっかりとしていくのかという点です。というのは、IHコンロ、いわゆる熱を使いますので、そこら辺の管理が十分できていくのかどうか、非常に不安に思います。セキュリティカードは恐らく、月ぎめで借りた人は、カードを差し込んだら事務所が開くんだと思うわけですが、しかし1階、2階、これを見ると階段で自由往来ができるがじゃないでしょうかね。そうすると、本当に管理上大丈夫なのかどうかという点ですね。

それと、冷蔵庫があつたり調理ができますので、公の施設で飲んだり、調理して食べたりすることが本当にいいのかなのか、その点も非常に疑問に思います。

それと、一番「あれっ」と思ったのは、中高校生は9時半から18時やったかな、自由に無料で利用できると。大変結構です。しかし、十和・大正地域の中高生は、ここまで来てこのスペースを利用することは考えにくいわけです。十和・大正地域にはそれぞれ、窪川地域にもあるわけですが、交流センターがありますね。そこは中高生であろうが、お金を払って利用は可能だと思うんです。しかし、ここだけは中高校生は9時半から18時まで。平日ですので、9時半から借りることはまず想定できませんけれども、下校から18時までここを無料で利用できるとなれば、十和・大正地域の中高生は、公の施設を有料で利用するという、非常に不公平さが生じてきます。新しくできるこのコワーキングスペースが無料であれば、せめて十和・大正地域の中高生に対しても、それぞれの近郊にある交流センターを無料で開放しますということにしないと、不公平感を感じるのではないのでしょうか。その点、町長はどうお考えなのか、答弁を求めます。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 議員のご質問、四点かと思います。まず私からは、なぜコワーキングスペースという名称にしたのか、条例に記載するようにしたのかという点とセキュリティの面、次に、キッチン等の調理スペースを設ける必要があつたのかどうかという点についてお答えします。

コワーキングスペースという名称につきましては、提案理由の補足説明でも申しましたが、「コ」というのが「共に、共通の」を表しておりまして、一緒に仕事をする、共同で仕事をするスペースということでコワーキングとしたところです。

この共同仕事スペースといいますか、それに対する適切な日本語がなかなか難しいところもありますし、コワーキングというのは、新型コロナウイルス感染症禍以降、一般的に認知されてきた言葉かなと思います。町民の方々が理解しにくいという点については、今後の周知活動等によって、コワーキングとはこういうものだと言えども皆さんに知ってもらい理解していただくことが重要かと思っております。

次に、セキュリティの面については、玄関の扉と、2階に上がる際にセキュリティがかかっております。1階と2階の往来は自由になっておるんですけども、というのも、2階に扉等を設置するスペースが構造上取れなかったというのもありますけども、1階から2階に上がる際に、2階に上がった時点でセンサーが働くようになっています。2階のセキ

セキュリティについては、警備会社と連携してやっていくとなっております。

2階のオフィススペースの利用者には、それを解除できるセキュリティカードをお渡しすると、24時間という形にしておりますのは、2階については土日であったり、夜間であっても出入りすることが会社の仕事上どうしてもあるかと思いますので、24時間という表記にしております。

続いて、調理するスペースが必要であったかどうかについては、当初よりレンタルキッチン等が欲しいといった若い方からの要望もあり、料理教室等のイベント利用も行い、まちなかのにぎわいにつなげていきたいという思いから、キッチンを整備しております。

また、このワークスペースを活用するに当たって、湯沸かし等の簡易な作業も可能ということで整備しております。

以上です。

○議長（味元和義君） 総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） それでは、中高校生の利用について、本庁舎、そして両振興局の施設を利用できないかということです。

本庁舎、また両地域振興局の会議室などの施設のことを地域交流拠点施設と呼んでおり、使用については条例で定めています。そして、条例に沿って一定の使用料を支払っていただいております。

そして、その使用料についても減免規定がありまして、減免する場合は、町長が公益上必要と認めるときとなっております。そして、これは条例でざっくりと決めておりますが、その後、規則で定めております。

当然、町が使用するときは公益上になるんですが、一般の方が利用される場合には、地域コミュニティの活性化という目的のための講演会とか、研修とか展示会、そういうことが書いてあります。そのほかは町長が必要と認める場合になりますので、お尋ねの中高校生が活用することについては、町長が必要かどうかという判断になろうかと思います。

この本庁舎、両地域振興局の会議室などは、いろいろな方がいろいろな目的で使用しており、その都度の判断としておりまして、本件のお尋ねについても総合的な判断としたいと思います。

そして、窪川地域においては、当然ながらこの施設を造るわけですので、積極的に中高校生にも使っていただきたいという思いです。大正地域、十和地域における中高校生についてはどうするのか、先ほど申し上げたように、町長が必要であると認めるかどうかは、

また検討したいと思います。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 答弁いただきました。総務課長の答弁、大体条例はそういう書き方をしていますね。減免は町長が認める場合と書いていますが、私が言いたいのは、今回こういう形で条例を設定し、運営していこうということですね、町は。だったら、私が先ほど質問したとおり、窪川地域だけに中高生がおるわけじゃない、十和・大正地域にもおります。今まではそういう条例であったかもしれん、しかしこれを契機に、減免制度があり、町長が認める場合は無料ということじゃなく、同じ町の施設です、名前は違いますけれども。公平に考えたら、十和・大正地域の中高生もこのとおり無料にすべきではないかと。認められない理由があれば、町長、答えてもらいたいけども、中高生が学校終わって、夕方6時までの間、勉強や読書のために活用してもOKですよ。それやったら十和・大正地域もすべきだと私は思うんですが、総務課長が町長の認める場合だけとなりますか。その点。

それと名称の件ですが、日本の自治体において条例をつくるに、これに適する日本語がないのは、また逆におかしい。日本ですので、町民に分かりやすい名称。確かにコワーキングとはと書いていますので、見たら分かります、私も。それぞれ日本語があって英語があり、英語があって日本語があるわけですので、じゃあ、コワーキングは日常的に認知されたという答弁ですが、調べたら日本語訳が出るがじゃないですか。どう書いていますか。もう少し丁寧な答弁で、これに該当する日本語がないのは逆におかしい。

それと飲食の関係ですが、1階にあるわけですね、調理場所が。2階と1階の利用者が自由に使えるということですが、考えてくださいや。夜食を食べるに2階から下りてくる、1階に調理台がある、そこでラーメン食べろか、お盆へ入れてわざわざ2階まで運びますか。私だったら、1階のスペースで食べて、台所で洗ってという動きじゃないでしょうか。自分のデスク、机に汁をこぼすかもしれん。いろいろな意味で、公の施設はそういう観点から、今度の文化的施設も、大体飲食持込みは禁止ですよ。そこらは少し明確にせんと、このスペースだけは優遇する、それは利用が違いますので分かるがですが、あまりにも今までの概念と町の財産の利活用の仕組みが違うので、どうなのか。

それと併せて、今後の委託、指定管理の関係です。4月から運営するわけで、当面は直営ですので分かりませんが、どれくらいの指定管理料を想定し管理してもらおうとしてい

るのか、その点についてお答えください。

以上です。

○議長（味元和義君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 最初に、私から条例の表記の考え方についてお答えします。

今回こうした、いわゆる英語表記の条例は、これが初めてではありません。この後にも四万十町オートキャンプ場条例という横文字がありますし、それから、四万十町コンベンションホール条例もあります。さらにはデイサービス条例とか、そうした英語表記も、施設を町民の方が慣れ親しんでいくうちに、徐々にその中身、意味も理解いただいてきて、今は一般的に、我々も使っているわけですが、最初は確かに戸惑いもあるかと思うますので、今回、冒頭時間を取って、コワーキングの意味の説明もしましたし、これから周知していく段階においても、一定補足説明もしながら周知したいと考えています。

○議長（味元和義君） 総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） 中高校生の利用についてのお尋ねです。

そのお答えとしては先ほどのお答えのとおりになろうかと思いますが、地域コミュニティの目的のための講演会などの利用、そのほかの一般の方は町長が必要と認める場合ということです。

今回、新たに施設を造り、中高校生にもそちらを無料で利用いただくことにしました。それ以外の施設については、やはり窪川地域であれば、当然ながらこのスペースができますので、活用いただきたいわけですが、本庁舎とか両地域振興局については、いろいろな方にいろいろな目的で使っていただいております。その前に、コワーキングスペースは中高校生の利用の目的は定めてないと思いますが、勉強したり、いろいろと話し合いをしたりする場の提供ということですが、そういった場を、本庁舎の会議室、また両地域振興局の会議室を無料で貸すのかどうかは、当然ながらまだ検討も協議もしておりませんので、本庁舎、また両地域振興局の利用状況等にもよって、町長の必要とするということにするのかどうか検討したいと思います。

ご質問の趣旨はよく分かっております。大正地域、十和地域は当然スペースがありませんので、その活用を諮りなさいということであろうと思います。その点、重々承知して、理解して検討したいと思います。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） それでは私から、1階の調理設備について、ほかの施設との整合性ですけども、やはりこの施設自体をいろんな方に使っていただいて、そこの中で長い時間仕事をするわけですので、飲食等もOKと考えております。

先ほども言いましたけども、イベント利用、調理教室であるとかになりますと、飲食を伴うところは避けられないかと思えますし、また、地域から要望が上がっております集会利用にも簡単な飲食等、提供されることを想定しております。

委託費や指定管理費用についてお話がありましたが、完全に想定できるわけではありませんけども、初年度については一日当たり2時間程度従事していただくということで、47万4,144円という積算で委託費を組んでおります。2年目以降については指定管理を想定し、土日対応であるとか時間外対応も増え、また利用率も上がってくると考えられますので、約75万円、一日当たり3時間程度で検討しています。

以上です。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 田邊議員の質問にお答えします。

確かに窪川地域への設置ですので、大正・十和地域の中高生については、基本的に時間、距離の問題で、土日以外はまず利用できないと思います。

そういった視点から申しますと、今、中高生に利用していただいておりますのは西庁舎の玄関ホールデスクです。本当にあいったフリースペースがあれば、自由に入って、お互いが学習したり、話合いをしたり、非常によく見かけます。恐らく、当初私がこの説明で聞いたときには、中高生の議論はありませんでしたが、いろんな意見を聞く中でこういうことになりました。結果として、やはり大正・十和地域の中で自由に使える、子どもたちが伸び伸びと、そこでいろいろ話ができたり、学習したり、加えて探究学習ができるようなスペースは必要だと思いますので、その辺は関連質問でお答えしますが、公共施設の中で今後早急に検討して、総務課長の答弁は、町長のできる規定でいくという方向でしたけども、やはり、それでなくてもできる条例改正も検討しながら、利用可能な施設を模索していきたいと考えております。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 町長から答弁いただきました。大正地域振興局の前側に地域交流センターがあるわけですが、普段ほとんど閉まりっぱなしです、私の知る限りでは。また地域振興局に聞いてもろうたらええですが、たまたまあその横に座るスペースが道路の

横にあり、そこで中高生がおるわけですよ。ただ、雨の日はなかなかそんなところでできませんので、何とかあそこを開放してあげてほしいという要望は、口頭でお願いしましたけども、実現しませんでした。

せっかく今度、こういう形になりましたので、十和・大正地域の中高生にも、昼間ですので、十和地域には地域振興局の2階にあると思います。大正地域は地域振興局の横にあります。決して目が行き届かんとは思いません。せめて中高生にはそういうスペースを活用して、会話も勉強も必要だと思いますし、町長から前向きな答弁をいただきましたので、どうか地元の十和・大正地域振興局長、また担当課長とも話をして、窪川地域と同じような中高生待遇をしてほしいと思います。

それと、いつも思うのは、小笹課長からあったように、新しいものを造るとき、施設を活用するときに、計画と今後のランニングコストも含めてしっかりと、概算でいいと思うんですよ、そりゃあ最後にはやってみんと分からんがです、ジップラインもそうでした。概略でこれだけの経費がかかる、収入もこれだけ見込むと議会に示していただいて、そういう中で判断をせんと、ただ条例を認めてくださいだけでは、私はどうかなと思いますので、今後、私の考えが良ければ取り入れてほしいと思いますし、どうか、どこの町民に対しても公平な施設利用ができる形をお願いし、質問を終わります。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

6 番武田秀義君。

○6 番（武田秀義君） このコワーキングスペースですが、当初、これを建てる時の話で、ここはまちなかの一等地で、遍路通りでもあるし、まちなかで一番利用できる場所、あと、商店街でのイベントなど、様々に使い勝手のいいところということで、まち歩きの部分も考えてトイレもと言っていたと思うんですが、図面を見てみると、外に公衆で、誰もが利用できるようなトイレは設置されてないわけですが、そういったところは考えられなかったのか、それとも、1階にあるトイレは誰でも利用できるようになっておるのか、その辺をお聞きします。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 外部のトイレについては構想、計画当初から検討しておりました。設計費等、当初の予算要求後の話でもありましたので、設計等の打合せの中で、なかなか費用がかかると。具体的に言いますと、2,000万円ぐらいかかるんじゃないかということで、工事費、あるいは駐車場のスペース等を考えますと、外部にトイレを

設置するのは難しいんじゃないかという結論に至り、取りやめた経緯があります。

イベント時等のトイレ利用については、イベント代表者より申請をいただきましたら、貸切り等の対応にして、そこに管理者といいますか、誰か担当者を置いていただければ、利用できるようにしていきたいと考えております。

また一時的なトイレの利用、公共施設ですので、至急トイレを貸してほしいという要望がありましたら、お立ち寄りいただいた際に申し出ていただければ、貸すことは可能と考えております。

○議長（味元和義君） 6番武田秀義君。

○6番（武田秀義君） 先ほども言いましたように、ここは中心地で、まち歩き、それと遍路通りにあるので、イベント時などは申請すればということではなくて、中心地をまち歩きしたりする人にトイレがないので、コワーキングの話のときに、工事現場用の公衆トイレを併用して検討したらと言っていたと思います。声をかければ利用できるというのであれば、このトイレを利用できる案内板などを設置するなりしてあげないと、まち歩きや、お遍路で歩いている人、そういった人たちが気軽に利用できないので、その辺の部分を検討していただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私も覚えています。やっぱり通行人とか、町内で様々な商店に入って、なかなかトイレが見つからないとか、商店は間口と商店の店舗が一緒ですので、なかなか自宅のトイレに招きにくいとも聞いています。ただ、私もその視点で、現場で意見を聞いてみました。やはり現実的に、担当課長が今言ったような理由で今回は整備できないということですが、また商工会と観光協会共々、通常自由に使えるトイレは私も今でも必要だと思いますので、その辺は今回、ここに造れなかったんですけども、またこの状況をつかみながら、協議して、トイレの必要性は十分認識しておりますので、整備に向けて、研究していきたいと思いますので、またいろいろなご指導をいただければと思います。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 一点だけ確認です。議案説明資料26ページ、あと、議案書で質問します。確認です。

利用の要件が議案説明資料26ページの下に書いてあります。条例の条文の中に利用規

定、それから使用者の規定、制限が記載されていないというか、私、どこを読んでも確認できないのですが、これはあくまでも四万十町限定でしょうか。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 確かに四万十町のみではなくて、よそでの仕事をするとか、当然あるかと思いますが、ここに事務所を置いていただける方という意味で記載しております。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 事業展開を計画している企業または個人という記載がありますよね。ただ、正式な条文には一切、使用条件は記載されていないんですが、どこかに補足として付け加えるべきじゃないでしょうか。例えば「四万十町に限る。ただし」とかいう条文が一例欲しいんじゃないかと思いますが、その点について。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 町内で事業を展開している、若しくは計画している個人または事業所という表現ですけども、グレーゾーンなところは、かっちりここで線引きができるようなものではないと思います。これを条文に載せてしまいますと、その規定に基づき、きちんとやらないといけないのが、逆に責務として生じることもありまして、その判断も含めて、今後、記載する必要がありましたら、条例を改正する手続きを取りたいと思います。

別途、管理規則等を作成していくことになりますけども、そちらでまた検討したいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） ということは、現段階の条例では、極端に言えば、私が何時間か使用したいと、こう言っても可能なわけですね。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 2階のオフィススペースについては月契約のみとなりますので、短時間利用であっても月契約の料金が発生してしまいます。1階のワークスペースは個人の方が仕事に利用するなど、短時間利用するという想定になっております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 駐車場についてお伺いしたいんですけど、何台ぐらい止められるのかと、例えばその周辺のお店とかに行く場合に止めたりしてもよいものなのか、それは駄目なものなのか、お伺いします。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 駐車場の台数については、議案説明資料27ページの下段に平面図、建物配置図があります。駐車場台数9台、身障者用が1台と記載しております。

周辺のお店の利用に伴っての駐車が可能かどうかという点ですが、そこを明らかに使えるよとはなかなか申し上げにくいところもあります。もし使ったからといって、罰則規定等があるわけではありません。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第22号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第22号四万十町コワーキングスペース条例についてを採決します。

議案第22号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第9、議案第23号四万十町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第23号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第23号四万十町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第23号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第10、議案第24号四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第24号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につ

いてを採決します。

議案第24号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第11、議案第25号四万十町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） それでは、議案第25号、手短にお伺いします。

四万十町の公益法人等への職員の派遣先に関するについて、団体の見直しを行いたいという内容で、近年のいろいろな諸条件の改定によって、技術及びノウハウの習得並びに職員の人材育成の観点から、派遣できる団体の見直しを行うことになります。

二点だけ、町職員の現派遣先、それから今回、この改定によって想定される派遣先はどういう形になるのかをお伺いします。

○議長（味元和義君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 何点か聞き逃したところもありますけども、今回の条例改正の背景としては、令和4年4月1日から、1か所は地域活性化センターです。先だって、9月定例会でしたけども、古谷議員の活性化センターの取組などの質問についてお答えもしたところですけども、こちらが全国の市町村あるいは県職員を100人ほど受入れしております。昨年、ここの椎川理事長が来町されて、職員の派遣をしたらどうかということで町長と面談をし、職員の人材育成という視点で派遣するものです。

それから、もう1か所については一般財団法人高知県地産外商公社に派遣する予定で今準備をしています。

派遣先が条例に加味されておりましたので、今回追加する内容となります。

○議長（味元和義君） 10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 分かりました。現在派遣している派遣先の見直しではなくて、新た

な派遣先が今回のいろいろな見直しでできたという解釈でいいわけですね。

○議長（味元和義君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） そのような理解でよろしいかと思います。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第25号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第25号四万十町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第25号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第12、議案第26号四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） これもそれほど根掘り葉掘りの質問ではないですが、今回、特別養護老人ホーム窪川荘、四万十荘に勤務する看護師について、今までは日々交代で時間外に家庭の中で待機することを命じていたと。それを、ローテーションで決められた方には手当を支給しようという読み方をしているんですが、今回は看護師、看護手当を新たに創設して救済していこうと書いてあります。

改正内容も「窪川荘又は四万十荘に勤務する看護師が正規の勤務時間外において緊急の

呼出しに対応するため自宅待機を命ぜられたときに、1回につき1,500円を支給します」と。ただし、その方に夜間看護業務手当が支給される場合にあっては、その1,500円は支給されなくて、恐らく4,500円の看護手当が支給される立てりになっていると思うんですが、看護師何名でローテーションを組まれていて、そういった自宅待機を命ぜられた以降に夜間看護に就くという業務体制が想定されるのかどうか。現実的な話、どういう感じで手当の支給がされるのか聞いておきたいと思います。

○議長（味元和義君） 特別養護老人ホーム事務長三宮佳子君。

○特別養護老人ホーム事務長（三宮佳子君） 現在、窪川荘、四万十荘、それぞれ3名ずつでローテーションを組んで勤務しております。自宅待機の夜間に相談ですとか、電話対応だけで済むときもありますし、対応のために出勤するときもあります。出勤した場合は別の手当となりますけれども、電話対応だけでしたら、今回の自宅待機手当になります。

以上です。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 事務長からお答えしましたが、私も一部事務組合の組合長をしたり、特別養護老人ホームの施設長もしました。その観点から申し上げますと、令和4年度から2年目の町での運営になりますが、それまでは事務組合から、命令じゃなく、基本的に内部の打合せの中で、待機をお願いしていました。というのはやはり急変が起こります。医師はおりませんので、まずは看護師がすぐに出ていかないかんということで、長い間そういった看護師のボランティア的な精神の中でやってきました。

ただ、特殊勤務手当等々が言われる中で、私が今晚行かないかんよねと、現実的に制約されます。やはりそういった負担に、待機手当的な特殊手当を今回からやろうという試みです。

本当にそれぞれ看護師の皆さん方には、医師が常駐しておりませんので、まずは行っていただいて、施設長と確認した後にまた対応していくということで、非常に大事な職務で、家庭の事情もある中で時間の制約というか、待機的な制約があるので、今回手当を支給しようとするものです。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 看護業務待機手当は分かりました。

次に下の問題です。診療所の、今度は緊急業務手当ですが、上の場合は待機をした場合

には1,500円ということですね。下はそうじゃありませんね。業務に従事したとき、1回ながです。放射線技師が1回平均どれくらい勤務せないかんか、私は分かりませんが、1回という言い方が正確なのか。本来は緊急に呼び出されるものですので、残業という形になるかなと、一般的にはですよ。

その1回という捉え方が、じゃあ、写真を撮って10分で終わったと。しかし、一方では再三写真も撮らないかん場合もあるかもしれません。上は分かりますよ、待機して電話対応だけで済んだ、また行くに及ばなかったことは1回でええと思うのですが、現場に赴くわけですね。そうしたときに1回という捉え方、職員の方はどうですか。普通は緊急に呼び出されたときには、1回何ぼ払うではないと思うんですね。多分それなりに、時間的には時間外手当が出る、深夜手当が出るんじゃないですか。

やはりそこはしっかりと、特殊な技能を持たれている方ですので、1回3,000円は何か軽い金額の設定、それでいいのかなのか。1回とした根拠についてお答えください。

○議長（味元和義君） 総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） 提案しております手当を1回につきとしたのはどうしてかということです。

この手当を提案する理由としては、診療の放射線技師に、今までは出ていただいたときの時間外勤務手当が出ていたわけですが、レントゲンなどを撮るのに、あまり時間を取らない場合もあります。時間外勤務手当は一月で30分単位切捨てになったりしますので、時間外勤務手当が支給にならない労働もあるわけです。ですから今回、1回につき3,000円という設定にしました。

同様に、一番目の看護業務待機手当は待機なんですけど、実際に出ていただいたら夜間看護業務手当も支給になりますので、この場合も同じように1回となろうかと思います。

1回ということについては、先ほど申し上げたように、時間で設定される時間外勤務手当では賄い切れない、そういう労働の手当とご理解いただきますようお願いします。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 総務課長、理解できんかったのは、上の看護業務待機手当です。私は、答弁で聞いたのは、待機して電話で済む場合もあると。そういう場合は1回1,500円を払うけれども、当然、夜間に待機した方が電話を受けて現場へ赴いたら、夜間看護業務手当が支給されると私は読み取ったんです。あなたの答弁は、1,500円出すけれども、また出たら出たでという答弁の受取をしましたので、違いがあれば正確に言うてく

ださい。

放射線技師ですが、今まででは30分以内もあったと。しかし1時間以上発生したことはないのかと、何時間でも上限は3,000円という決め方は正確ですかという私の問いかけです。実態が分かりません、今までの。放射線技師が夜間どれだけの頻度で、どれくらい夜間勤務に従事したのか、時間的には分かりませんが、その実績、結果を見てこの額にされたかどうかです。なぜ3,000円と決めたのかということです。

○議長（味元和義君） 総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） 説明が不十分であったと思いますので、もう一回申し上げます。

まず、看護業務待機手当については、待機を命じられたときに1回につき1,500円ということです。そして、呼び出された場合は、待機から実際の業務に移りますので、待機に関わる分の1,500円はなくなり、夜間看護業務手当の支給のみということです。

一方、二番目は診療等緊急業務手当は業務した場合の手当ですので、家にいて、呼び出されて業務に当たった場合、1回につきという支給です。

それで、今までは時間外勤務手当は当然出ていたんですが、それでは、先ほど申し上げたように、時間が一定の長さでないと出ない場合もありますので、今回こういう設定をしたわけですが、当然、時間外勤務手当もこれは発生します。しますが、合せて1回につき3,000円を支給しようとするものです。

3,000円という単価の設定ですが、当然ほかの団体等も考慮したわけですが、その実績として、総務課の押さえてある件数は年間30回ぐらいこういうケースがあって、善意でと申しましょうか、出ていただいていたこともあって、今回、手当を措置するものです。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 大変分かりました。ただ、放射線技師は、今までどおり時間外勤務程度も出るけれども、今回から新たに、出てくれたら1回3,000円プラスしますという考え方ですね。

それと分かんのは、10分ばあ出ても30分以内は、時間外手当は出ないと。時間を拘束しておきながら、専門的な知識を持たれた技師に、10分じゃったけん時間外手当は出んがよというのは、車で往来するんですね、仕事場まで。診療所にいるわけじゃないですね、夜間は、普通。それで10分じゃったけん、あんた、出さんでという、逆に考えてくださ

い、自分の立場だったらどうですか。例えば、技師が窪川地域におつたと。大正診療所まで飛んでいったと。奥だったら、片道30分以上かかると思う。当然時間がかかる技師がおるかもしれませんよね、今後。実際、診療所へ来て、タイムカードを押して、出るまで10分ばあしかなかったと。「先生、すまなかったね、遠いところ。時間外手当はつかんがよ、ありがとう」、それで普通済みますか。私やったらもう行かんぞという思いになりますが、どうですか。

○議長（味元和義君） 大正・十和診療所事務長。

○大正・十和診療所事務長（国澤豪人君） 勤務時間についてのご質問だと思います。診療放射線技師が1回勤務して、例えば30分以内で業務が終わることは、基本的にありません。極論で言えば、例えば25分で終わったことがひょっとしたらあったかもしれませんが、月に1回ではなく2回以上はありますので、時間外は必ず発生していると判断しております。

以上です。

○議長（味元和義君） 総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） 私の答弁がうそであったように思われたらいけませんので、30分未満であつたらいかんわけですが、月の合計で足して30分未満は切り捨てると答弁したいと思います。

それは遠くても近くても、やはり出勤してからですので、私も本町の仁井田地区に住んでおりますが、そこから通ったら同じようなケースになろうかと思えます。ですので、決して30分未満ばかりではなく、先ほど事務長が答えたケースでありますので、決してうそではありませんので、ご理解いただきますようよろしくお願いします。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

5 番緒方正綱君。

○5 番（緒方正綱君） 質問する側と、答弁、両方を聞いておまして、私も少しこんがらがってまいりました。特別養護老人ホームの看護業務と、それから待機手当で、こんな場合はどうなのかと質問します。

看護師に、今日の夜間は家で待機ですと、何かあつたら駆けつけてくださいねということとで待機しますね。何事もなければ1,500円ですよ。それが、入所者の異変で特別養護老人ホームへ駆けつけて勤務して、1時間、2時間で帰ったとします。その後の待機命令

はどうなるのか。その分について、看護手当をつけると、待機手当はなくなるという解釈をしておりますが、2回、3回に及ぶ場合があるんじゃないかと。そういう場合にはどういう判断になりますでしょうか。

○議長（味元和義君） 特別養護老人ホーム事務長三宮佳子君。

○特別養護老人ホーム事務長（三宮佳子君） 一晩のうちに2回、3回呼ばれることは実際あっております。その間もずっと当番の看護師が対応しておりますので、2回、3回ときは、元の夜間看護業務手当を支給しております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第26号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第26号四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第26号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

質疑の途中ですが、ただいまより暫時休憩をします。2時40分まで休憩をします。

午後2時22分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第13、議案第27号四万十町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第27号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第27号四万十町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第27号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第14、議案第28号四万十町オートキャンプ場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） オートキャンプ場について、今回新たに料金の基準額を変更する内容の条例改正です。45ページ、利用料金という条例改正の中で、基準額の場合、今度決める範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て指定管理者が定める額ということです。

一応、町が考えている単価が改正されています。ケビンの場合、今まで1万4,290円であったものを1万6,000円に基準額を変更しようと。ほかにもあるわけですが、指定管理

者が、町の条例では1万6,000円となっていますが、町長よ、冬場は客が入りづらいと、何とか料金を下げて、できるだけ利用率を上げたいと言ったときに、基準額は1万6,000円じゃけんど、指定管理者が言うように申請があれば、それもよからうという形で、一応基準額は決めるけれども、町長と指定管理者の間で理由を付して町長に申請し、町長がOKとなれば、1万6,000円を下げることもあり得るという条例改正の内容として読み取ってええのか。

ほかのことも含めてですよ。サイトとケビンという二つの分け方ですが、そういう理由があれば、下げることもOKだという条例改正の内容でしょうか。

○議長（味元和義君） 大正地域振興局長北村耕助君。

○大正地域振興局長（北村耕助君） 私から、議員のご質問に対してお答えします。

オートキャンプ場について、四万十町で位置付けているのは、四万十町江師にあるウェル花夢です。今回、利用料金等の見直しを行ったわけですが、利用料金は別表に定める基準額に消費税額及び地方消費税額を加えた額の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て指定管理者が定める額とすると。この利用料金の見直しを行った背景には、オートキャンプ場ウェル花夢は平成8年4月にオープンして約26年たっております。これまで消費税に伴う利用料金の改定以外では見直しを行ってなかったわけですが、今回サウナを設置するという中で、これまでのことも踏まえて、近隣若しくは周辺の類似施設のキャンプ場のケビン、コテージ等がどういう利用料金になっているかを比較検討しました。当然、ケビン等については、エアコンがついているケビンであったり、トイレ、風呂が室内になかったりと、もろもろ条件が違いますので、そういうことも踏まえて、四国内の何か所かのオートキャンプ場を調べた上で今回利用設定をしたところですよ。議員ご指摘のとおり、基準額の範囲内において、当然、指定管理者とも協議した上で一定上限といいますか、基準額を定めた上で、その範囲内で利用料金の設定を、町長の承認を得て指定管理者が定める額とするということです。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第28号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第28号四万十町オートキャンプ場条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第28号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第15、議案第29号四万十町滞在型市民農園に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第29号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第29号四万十町滞在型市民農園に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第29号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第16、議案第30号中津川集落活動センター「こだま」に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 議案第30号、中津川集落活動センターですが、中津川という地名は大正地域にしかありませんかね。それは別にして、平成31年4月1日に開設されて、令和4年まで経過した当該施設です。

町内には3か所の集落活動センターがあつて、大正中津川地区が一番古いかな。前にも言いましたように、どこの集落活動センターも3年以降、先進的な成功例はあまり聞いた記憶がないわけですが、恐らくこの地域も、自分たちでつくったので自分たちでという思いの中で指定管理を受けたと思うがです。実際、担当として、この集落活動センター「こだま」は、経営的に多分話し合いもされた経緯があるがじゃないかなと思うがです、どんな状態なのか、参考のためによければお答え願いたい。

○議長（味元和義君） 大正地域振興局長北村耕助君。

○大正地域振興局長（北村耕助君） 大正中津川集落活動センター「こだま」の収支等についてと思います。集落活動センターができてから6年近くになります。実際、地域では産業振興とか福祉、高齢者の見守りであつたり、移住者の受入れとか、そういう取組をもろもろやっておりますが、収支については非常に厳しいところがあり、実際に地区でいろいろ行っている収益を、補填という言い方がいいかどうか分かりませんが、それを充てて何とかやりくりしている状況です。

今回も非常に厳しい状況でありながら、地域としてはこれからいろんな取組をしていきたいということで、こちらを指定管理者として提案しています。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 最後にしますが、町長、町内3か所あつて、3年過ぎたところが2か所でしょうか、1か所が家地川地区です。今、大正地域振興局長からもあつたように、どこも厳しい状況です、3年過ぎたら。この間も言いましたが、3年間は補助金が出たり、何とか維持できるわけです。今後できれば、ほかの地域も含めて取組をしてほしい

という県の希望もあるわけですが、なかなか地域だけでは収支もこういう状況だと思います。家地川地区はまだ分かりませんが、仁井田地区もそうやと思うのですが、町として、この集落活動センターを潰しちゃなんだろうと思うがですね、私は。何とか、その地域周辺も含めて守ってほしいという県の観点からすれば、町も一定、県任せじゃなくて、やはり地域を守る観点で、町の大事な役割を3か所が担っているわけですので、町としても限られた財源の中で、何とか町長、ケース・バイ・ケースはあるかと思いますが、十分目配りをしながら、そこら辺の配慮をお願いしたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 担当課長がお答えしたいようですけども、まずは私から。

集落活動センター、ご指摘のとおり3か所あります。ちょうど私が就任した頃から、3か所がだんだんできてきました。こだま、仁井田のりん家、けやきですかね。議員、ご指摘のとおり、本当に地域力あるいは人口が減った中で、集落活動センターを設けて成功するのか、当時の私の率直な意見でした。ただ、これは地元の皆さん方が志を持って要望があった背景があり、しっかり県に伝えて整備したところです。

やはり整備後、三、四年たって、町の支援も、県の支援も、集落支援も含めて3年くらいですので、なかなか厳しい状況があります。やっぱり弱った状況の中での集落活動センターは本当に厳しいと思いますので、令和4年度からは一定の手当てをしたいと思います。

それに加えて、昨日の質問ですが、やっぱり共助という部分で、公助ができない部分を支えてもらう役割があるのではないかなと思っています。例えば今後、さらに高齢化して、高齢者の単身世帯が増える中で、配食サービスであるとか、地域の本来の必要な業務を支えていただくのがやっぱり集落活動センターの役割だと思いますので、そういった公助と共助という視点の中で、生活者を支えていく事業を取り入れてもらいたいと思います。一例申し上げましたら、今の配食とか買物支援であるとか、それから、交通の輸送の問題は資格が一定要りますけども、そういったところが担うべき課題ではないかなと思っていますので、そういった視点で事業として支援していける取組を進めていきたいと考えております。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 少し補足します。

町長が令和4年度から一定支援をしていきたいとお答えしました。この件については、

総務常任委員会からも提案書をいただき、先日、常任委員会でも報告したところですが、集落活動センター、議員ご指摘のとおり、大変厳しい状況があります。そこで懸案となっているのが、やはり光熱水費の負担です。どの集落活動センターも今、それが一番厳しいと初めに出てきますので、令和4年度の当初予算においては、光熱水費の基本額は町が負担をします。使った分については、これは活動で使った分ですので、ご負担いただきたいと思います。基本のベースの部分については町が負担をするようにしたいと思います。

明日、予算審議がありますので、その辺で詳しくお答えしたいと思います。その方針、加えて、総務常任委員会からも提案がありました、先ほど町長が申し上げた公の仕事の部分で請け負っていただければ、その応分の負担を考えています。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第30号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号中津川集落活動センター「こだま」に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第30号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第17、令和3年議案第108号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、総務常任委員長から委員会審査報告書が提出されておりますので、委員長にその経過及び報告を求めます。

総務常任委員長緒方正綱君。

○総務常任委員長（緒方正綱君） 令和4年3月16日。四万十町議会議長味元和義様。総務常任委員長緒方正綱。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案番号、令和3年議案第108号。議案名、四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。審査の結果、原案可決、全会一致です。

次のページに審査経過を記載しておりますので、読み上げます。

総務常任委員会での審査について説明します。令和4年第1回定例会、委員会審査経過報告書。審査日、令和4年1月28日。令和3年議案第108号。令和3年12月15日に付託しております。件名、四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。説明者、税務課長ほか1名です。

条例改正の内容。国民健康保険税額は応益負担と応能負担に応じて設定されており、その上で、低所得世帯に対しては、応益保険税額の軽減措置（7割、5割、2割軽減）が講じられているが、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児の均等割額を軽減するものである。

軽減の対象は、国民健康保険に加入している世帯の未就学児。対象者数、約100人。当該未就学児に係る均等割額について、法定軽減後の5割を公費により軽減する。国及び地方の負担割合については、国が2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1となっております。対象保険税額見込み、約170万円。うち町負担額は約25万円となっております。

総務常任委員会審査では、特に対象保険税見込額の算出根拠について、所管課に明確な根拠説明を求めたところです。

審査内容です。説明資料の対象保険税見込額約170万円に対する国負担額は2分の1、85万円。その85万円に対する町負担額は4分の1でして、21万3,000円。説明資料の町負担額約21万3,000円と予算見込額25万円との差額、令和4年度における町負担額見込みとしている約25万円については、令和3年10月時点の課税額に伴う町負担分（約21万円）と、10月以降の出生や転入、社会保険からの切替え等による新たな国保加入者に対する町負担額を約4万円と見込んで加えた数値となっております。

10月以降の国保加入者の見込み人数を15人と想定し、町負担額が最大となる軽減なしと見込んで算出した約4万円を加えた数値を計上。2,800円（町負担最大額）、それに15人

分を掛けて4万2,000円となりますが、ここは数字の丸めということで4万円と試算しております。参考資料を別途お手元に配布しておりますので、お目通しをお願いします。

審査結果として、総務常任委員会に付託された四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、その内容を審査した結果、可決すべきものと判断します。

以上です。

○議長（味元和義君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより、委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） ただいま、総務常任委員長から審査結果、委員会の審査報告書をいただきました。これを読んで、質疑のやり取りも十分理解できました。問題になったのは、私の質問が悪かったせいでしょう、25万円の根拠が、十分な答弁をいただけなかったのも、私から発議で委員会付託をお願いした経緯がありますので、本当に総務常任委員長をはじめ、委員の皆様にはご足労をかけたことを心からお礼申し上げます。

おかげさまで、あのときのうやむやがすっきり理解できました。こういう形で委員会に付託されて、十分審議していただいたことに感謝を申し上げたいし、質問というか、皆さんお互いが勉強し合えたのではないかなという思いで、私の思いを述べました。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより令和3年議案第108号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより令和3年議案第108号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この議案について、委員長報告は可決です。令和3年議案第108号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、令和３年議案第108号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後３時07分 散会